

まえばし
wind
プラン

第5次前橋市男女共同参画基本計画



は じ め に



わが国では、少子高齢化とそれに伴う人口減少や、デジタル化の急速な進展により、大きな時代の転換期を迎えています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による休業や外出自粛は、就業面から生活面まで様々な形で影響を及ぼしており、特に女性割合が高い非正規雇用労働者への打撃や、生活不安やストレスに起因したDV等の増加が懸念されています。

このような状況の中、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を築くためには、男女共同参画の推進がますます重要なものとなっております。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策の展開を図ってまいりましたが、このたび現行プランの期間終了に伴い、新たに「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「まえばし男女共同参画推進条例」に基づく基本計画であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「前橋市DV防止基本計画」を包含した男女共同参画に係る総合的な計画です。

策定に際しては、新型コロナの影響やSDGsの視点など、社会情勢の変化を踏まえ、令和2（2020）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で寄せられた市民の声や男女共同参画審議会からの答申を基に、『まえばしの男女共同参画社会の実現 ～市民一人ひとりが お互いを大切に し 性別にかかわらず 個性を輝かせて 生き生きと暮らすことができる社会の実現～』を目標としています。

そして、本計画を着実に推進するためには、事業者、地域団体、関係機関、さらには市民の皆様との連携・協働が重要となりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「前橋市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和4（2022）年3月

前橋市長 山本 龍

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の基本的な考え方	3
（1）計画策定の趣旨	3
（2）計画の性格・位置付け	3
（3）計画の期間	4
（4）計画の策定体制	4
2. 策定の背景	5
（1）本市のこれまでの取組	5
（2）県の動き	6
（3）国の動き	6
（4）世界の動き	7
3. 本市を取り巻く社会情勢の現状	8
（1）SDGs と本市の取組について	8
（2）男女共同参画の推進と SDGs	10
（3）新型コロナウイルス感染症拡大の影響	11
（4）デジタル社会への対応	11
第2章 本市の現状	13
1. 男女共同参画の視点からみた本市の現状	15
（1）人口・世帯の状況	15
（2）就労の状況	17
（3）女性の就労の状況	18
（4）福祉サービス等の状況	19
2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状	20
（1）市民の生活や社会の状況における男女平等に関する意識	20
（2）固定的な性別役割分担意識の現状	21
3. 第四次基本計画（後期計画）の取組状況	23
第3章 計画の構成と体系	29
1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために	31
2. 基本方針	32
3. 施策の体系	34
第4章 施策の内容	37
基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	39
重点テーマ1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	39
施策の方向性(1)方針決定の場における女性の登用促進	39
施策の方向性(2)女性リーダーの発掘・育成・活用	41

重点テーマ2 男女が生き生きと働ける環境の向上	42
施策の方向性(3)職場における男女共同参画の推進	42
施策の方向性(4)職場における活躍のための支援	45
施策の方向性(5)農業・観光分野への男女共同参画の推進	47

基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 48

重点テーマ3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	48
施策の方向性(6)配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援	48
(前橋市DV防止基本計画)	
施策の方向性(7)女性等に対する暴力の根絶	52
重点テーマ4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	54
施策の方向性(8)人権と多様性の尊重	54
施策の方向性(9)多文化共生の促進	56
重点テーマ5 生涯にわたる健康づくりへの支援	58
施策の方向性(10)ライフステージに応じた健康づくりの推進	58
重点テーマ6 防災分野における男女共同参画の推進	60
施策の方向性(11)防災・災害対応における男女共同参画の推進	60

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり 62

重点テーマ7 固定的な性別役割分担意識の解消	62
施策の方向性(12)固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	62
重点テーマ8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	64
施策の方向性(13)子育て家庭への支援	64
施策の方向性(14)介護者への支援	68
重点テーマ9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	70
施策の方向性(15)学校教育における男女平等教育・学習の推進	70
施策の方向性(16)地域・家庭における男女共同参画の推進	72

第5章 推進体制 75

1. 市民・事業者・団体等との連携	77
2. 庁内推進体制の整備	77
3. 計画の進行管理	77

資料編 79

1. まえばし Wind プラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画策定経過	81
2. 前橋市男女共同参画審議会委員名簿	82
3. まえばし男女共同参画推進条例	83
4. 前橋市男女共同参画審議会運営規則	86
5. 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則	87
6. 男女共同参画社会基本法	88
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	103
9. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	112
10. 男女共同参画のあゆみ	114

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 15 年 3 月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定し、「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の人口は減少傾向にあり、早いスピードで高齢者の増加が見込まれています。こうした中、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力(DV)の増加、雇用や所得の減少などにおいて、女性に大きな影響をもたらしました。

本市では、現行計画の計画期間満了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の性格・位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月制定）第 14 条第 3 項及びまえばし男女共同参画推進条例第 9 条に基づく計画
- まえばしWindプラン 2014 後期計画（平成 30 年策定）の後継計画
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次群馬県男女共同参画基本計画」、本市の「第七次前橋市総合計画」、その他の関連計画との整合を図りながら男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（令和元年改正）第 2 条の 3 第 3 項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含
- 市民の意見や「前橋市男女共同参画審議会」の答申を受け、市民・事業者・民間団体及び県等と連携して施策の推進に取り組むための計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成 13 年施行）

平成 16 年（被害者の自立支援の明確化）、平成 19 年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）、平成 26 年（法律の適用対象を交際相手からの暴力及びその被害者に拡大、法律の名称を一部改正）の改正に続き、令和元年には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との相互連携・協力や保護の適用対象として被害者の同伴家族を含めるなどの改正が行われた。

(3) 計画の期間

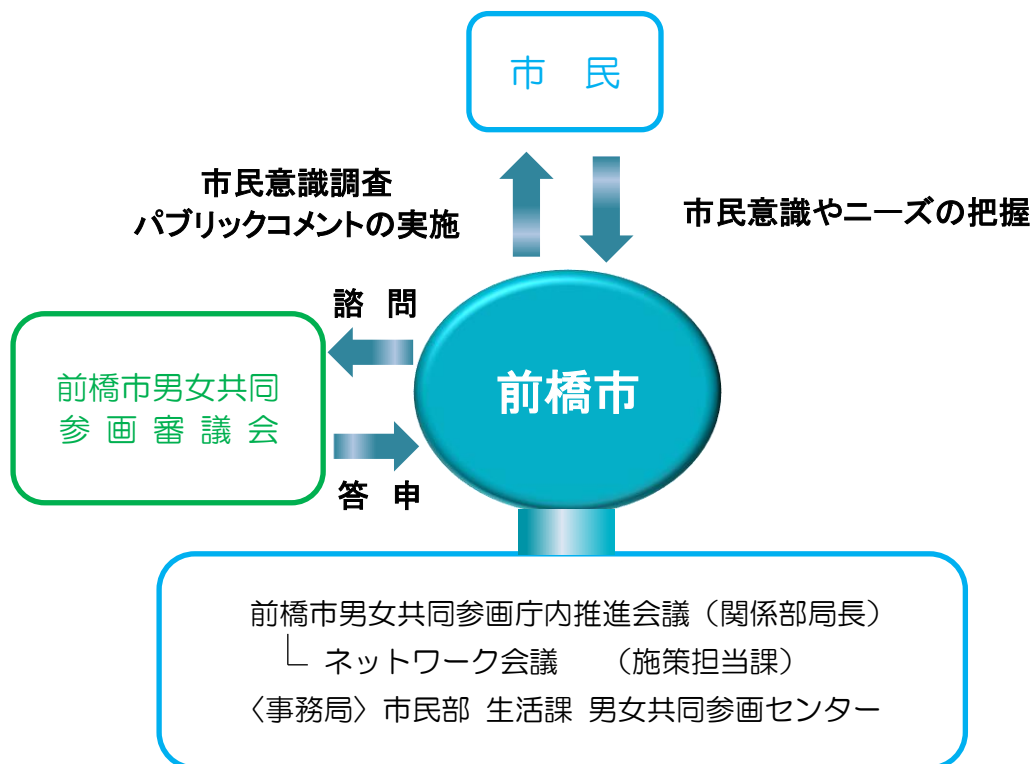
この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

計画期間

和暦	平10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
西暦	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計 画	まえばしWindプラン21					まえばしWindプラン2004					まえばしWindプラン2009					まえばしWindプラン2014 【前期】 【後期】						まえばしWindプラン							
	(第一次計画)					(第二次計画)					(第三次計画)					(第四次計画)						(第5次計画)							

(4) 計画の策定体制

この計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年度実施）」により市民の意識や生活実態などを調査するとともに、パブリックコメントの実施や市民・有識者等で組織する前橋市男女共同参画審議会の答申を踏まえ、広く意見収集を行い、適切な反映を図りながら策定しました。



2. 策定の背景

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年に婦人問題担当窓口を開設し、平成 10（1998）年には女性の地位向上を目指した 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」を策定しました。Windプランの「Wind」とは、風という意味の他に、W=Women & Men（女性と男性）、i=independence（自立）、n=network（ネットワーク）、d=development（発展）という意味を持たせ、本市に男女共同参画の「風」がそよぐことをイメージしています。

平成 11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成 15（2003）年 3 月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定しました。同条例に基づく基本計画として、平成 16（2004）年に第二次前橋市男女共同参画基本計画となる「まえばし Wind プラン 2004」を策定し、以降、下表のとおり、第三次基本計画、第四次基本計画、そして第四次基本計画後期計画を策定し、計画に位置づけた様々な男女共同参画推進施策の取組を進めています。

計画期間	計画名称
平成 10～19 年度	「まえばし Wind プラン 21」 ※10 年間の行動計画
平成 16～20 年度	前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」
平成 21～25 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」
平成 26～令和 3 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばし Wind プラン 2014」（平成 26～29 年度 前期計画・平成 30～令和 3 年度 後期計画）

各計画の基本目標

前橋市女性行動計画 「まえばし Wind プラン 21」

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

前橋市男女共同参画基本計画 「まえばし Wind プラン 2004」

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動への両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

前橋市男女共同参画基本計画（第三次） 「まえばし Wind プラン 2009」

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

前橋市男女共同参画基本計画（第四次） 「まえばし Wind プラン 2014」/後期計画

- I 一人ひとりが尊重される まえばし
- II みんなが主役になれる まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

(2) 県の動き

群馬県では、昭和 55（1980）年に「新ぐんま婦人計画」を策定し、その後、平成 5（1993）年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13（2001）年 3 月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成 16（2004）年 3 月には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の趣旨や理念を踏まえ、平成 18（2006）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。また、同年 3 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんま DV 対策基本計画」を策定しました。

平成 21（2009）年 4 月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として、「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを進めています。

その後、平成 23（2011）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」、平成 28（2016）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 4 次）」の策定を経て、令和 2（2020）年度には「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」を策定しました。

「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間を計画期間とし、「SDGs の視点」と「社会の新たな変化に対応する視点」を基本的な視点として掲げるとともに、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備」の 3 つの基本方針を設定し、取組を進めています。

(3) 国の動き

国においては、昭和 50（1975）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和 60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、法や制度の整備が徐々に図られてきました。平成 11（1999）年 6 月には、男女共同参画社会への一層の取組を行っていく上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成 12（2000）年には男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者保護の取組が進められています。

平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22（2010）年 6 月には、父親の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法」が施行されるなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者 301 人以上の民間企業に、職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。この法律は令和元(2019)年に一部改正され、令和 4(2022)年 4 月からは、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます。

また、平成 30(2018)年 5 月には、国や地方の議員選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。令和 3(2021)年 6 月にはこの法律の一部を改正する法律が公布・施行され、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等の対策が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

令和 2(2020)年 5 月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、同年 6 月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる分野において男女共同参画の視点の反映や困難に直面する女性への支援の充実等の取組を強化しています。

また、令和 2(2020)年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、デジタル化社会への対応、頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)などの社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題に対して効果的な施策の推進を図るため、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されています。

(4) 世界の動き

国連は昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、メキシコ・シティで開催された国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)では「世界行動計画」が採択され、翌年からの 10 年間で「国連婦人の十年」とし、「平等・発展・平和」を目標と定め、男女平等や女性の地位向上のために世界規模での活動を展開しました。

その後、女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、昭和 54(1979)年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

平成 27(2015)年 9 月には、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(行動計画)」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)の目標の中に、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

3. 本市を取り巻く社会情勢の現状

(1) SDGs と本市の取組について

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール 169 のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、本市においても市民に身近な地域行政として、持続可能な地域社会づくりを進めることで SDGs を推進しています。

本市では SDGs の推進を図るため、「第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版」の策定に当たり、SDGs と総合計画に位置付けた施策（重点施策）との関連を整理するとともに、令和 3（2021）年 4 月 1 日付けで「SDGs 日本モデル」宣言へ賛同しました。総合計画を着実に推進することで、本市における SDGs 達成に向けた取組を推進させ、SDGs の理念に沿った経済・社会・環境の 3 側面における新しい価値の創造を通し、17 の持続可能な開発目標を実現させていきます。

SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標



SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標一覧

目標	内容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る。
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
8 働きがいも 経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(2) 男女共同参画の推進とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そしてSDGs 全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。



わが国の「SDGs 実施指針」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し、施策に反映することが必要であるとされています。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5（ジェンダー平等の実現）を含む SDGs 全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

SDGs の目標5（ジェンダー平等の実現）のターゲット

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

（３）新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、特に女性に対して、就業面から生活面まで様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

「令和３年版男女共同参画白書」（内閣府男女共同参画局）では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしています。就業面では、外出自粛や休業等により、女性割合が高いサービス業等の非正規雇用労働者が打撃を受け、女性の雇用、所得に深刻な影響を及ぼしています。生活面では、生活不安やストレスから、DV等の増加や深刻化が懸念されています。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、女性の子育てや介護等の負担増加など、男女共同参画が進んでいないことに起因する問題が一層顕在化しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別による影響やニーズの違いなどを踏まえつつ、感染症が収束したポストコロナの時代も見据え、男女共同参画をさらに推進していくことが求められます。

（４）デジタル社会への対応

社会が急速にデジタル化する中、新型コロナウイルス感染症拡大が契機となり、仕事ではオンライン活用が急激に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がりました。テレワークは、ウィズコロナにおける新しい生活様式に対応した働き方というだけでなく、誰もが働きやすく生産性の向上にも資するものです。在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

また、多くの産業・職業がデジタル化と密接に関わるため、性別を問わず人材育成が求められていますが、日本の理工系分野における女性の比率は諸外国に比べ低い状況にあります。

そのようなデジタル社会到来の中で、女性が活躍し自立していくために、デジタルスキルの強化を図り、デジタルデバイドを防ぐことが求められています。

「デジタルデバイド」

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差。

第2章 本市の現状

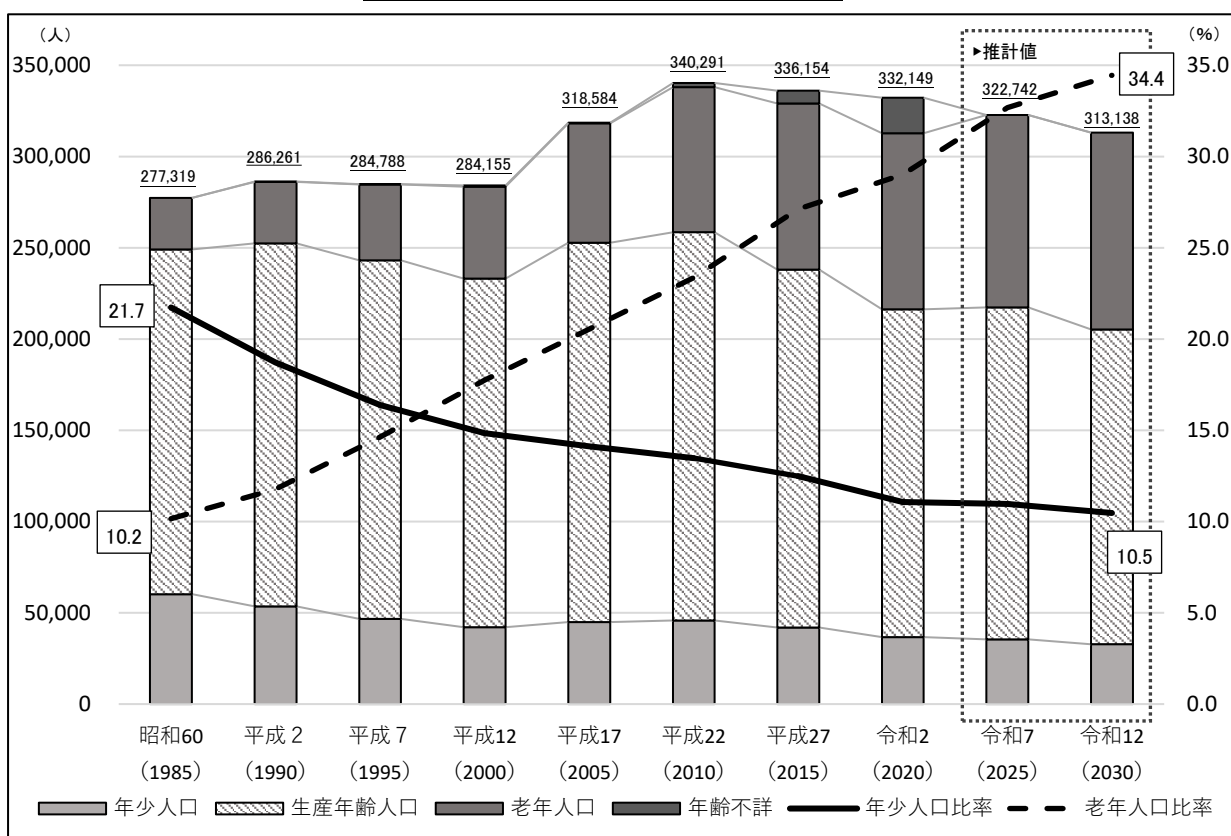
1. 男女共同参画の視点からみた本市の現状

(1) 人口・世帯の状況

昭和 60（1985）年には 277,319 人であった人口は、平成 22（2010）年には 340,291 人となりました。総人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、令和 12（2030）年には 313,138 人になると推計されています。

また、年齢（3区分）別人口の推移を見てみると、総人口に占める「老年人口」の割合が多くなっていくことがわかります。

本市の総人口と年齢（3区分）別人口の推移

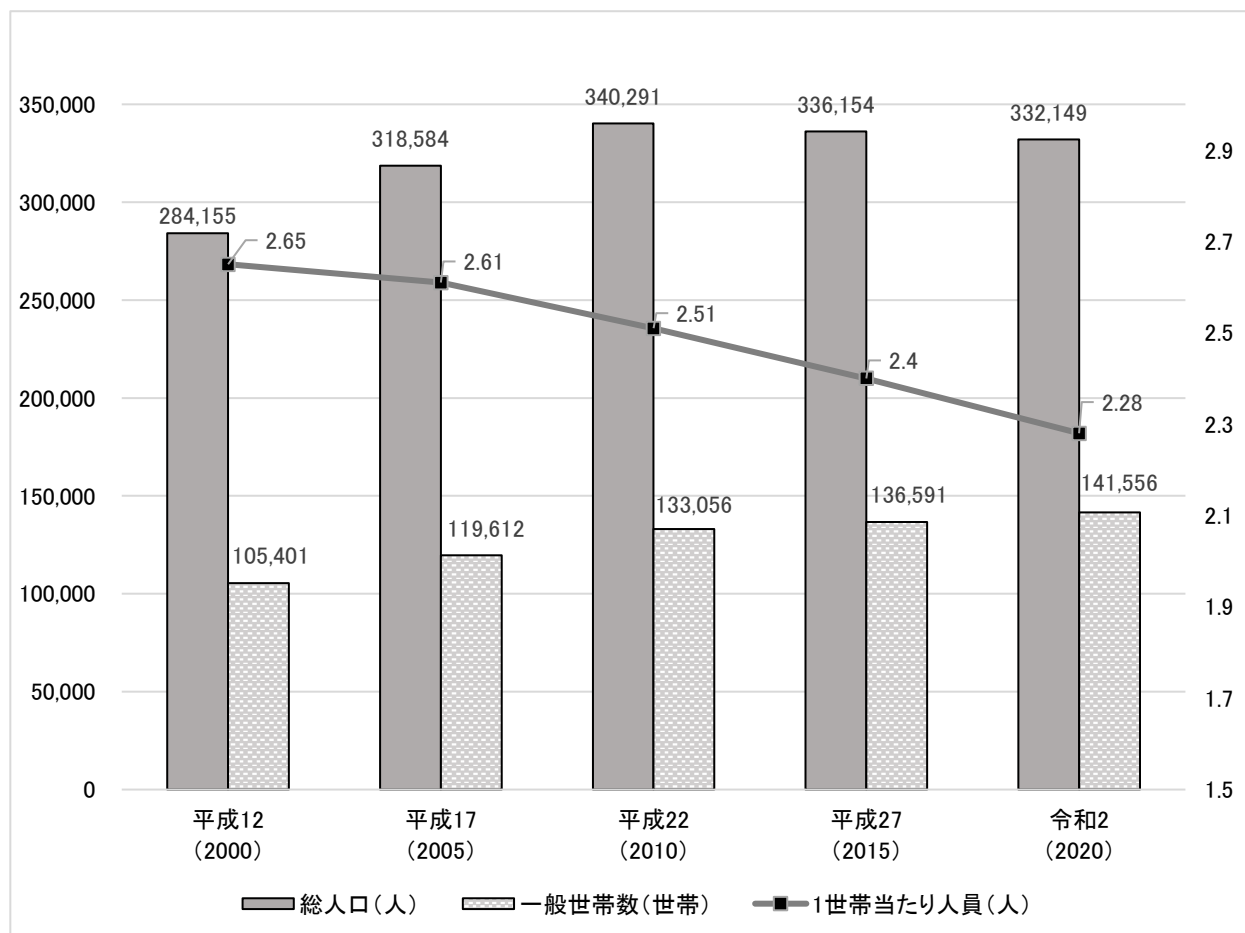


	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
年少人口 (15 歳未満)	60,264	53,581	46,683	42,152	45,018	45,875	41,961	36,764	35,417	32,780
生産年齢人口 (15～64 歳)	188,886	198,797	196,390	190,894	207,726	212,620	196,034	179,561	181,866	172,497
老年人口 (65 歳以上)	28,169	33,711	41,685	50,425	65,441	79,503	91,143	96,390	105,459	107,861
年齢不詳	-	172	30	684	399	2,293	7,016	19,434	-	-
総人口	277,319	286,261	284,788	284,155	318,584	340,291	336,154	332,149	322,742	313,138

※平成 12 年以前は旧前橋市の数値。令和 7 年以降は社人研による推計。
資料：国勢調査

本市の一般世帯数は増加傾向にあります。世帯当たり人員数は減少しています。1世帯当たりの人員数は平成12(2000)年には2.65人でしたが、令和2(2020)年には2.28人になっています。世帯構成の内訳をみると、「単独世帯」は平成27(2015)年の42,870世帯から令和2(2020)年の49,285世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加しています。

世帯数・世帯タイプの推移



(上段：世帯、下段：%)

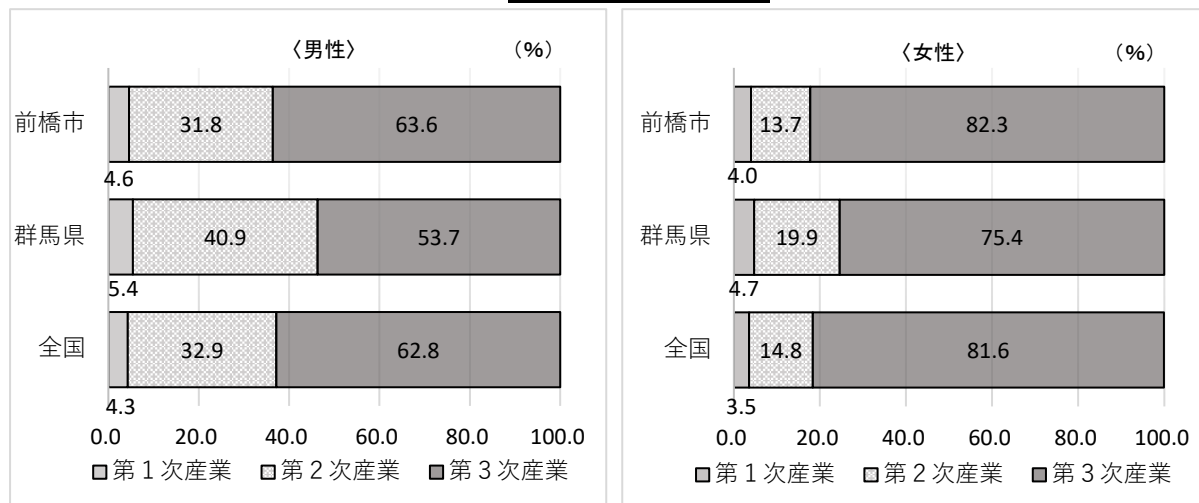
	総数 (一般世帯)	単独世帯	親族のみの世帯				非親族 世帯
			核家族世帯			同居親族 世帯	
			夫婦のみ	夫婦と 子供	ひとり親と 子供		
平成 27(2015)	136,591	42,870	28,174	38,716	12,355	12,621	1,127
	100.0	31.6	20.7	28.5	9.1	9.3	0.8
令和 2(2020)	141,556	49,285	28,690	36,504	12,235	10,541	1,272
	100.0	35.6	20.7	26.4	8.8	7.6	0.9

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。割合は分母から不詳を除いて算出している。
資料：国勢調査

(2) 就労の状況

本市の就業者の産業分類別割合を全国、群馬県と比較してみると、男女ともに第3次産業に従事する割合が高くなっています。

産業分類別割合の比較

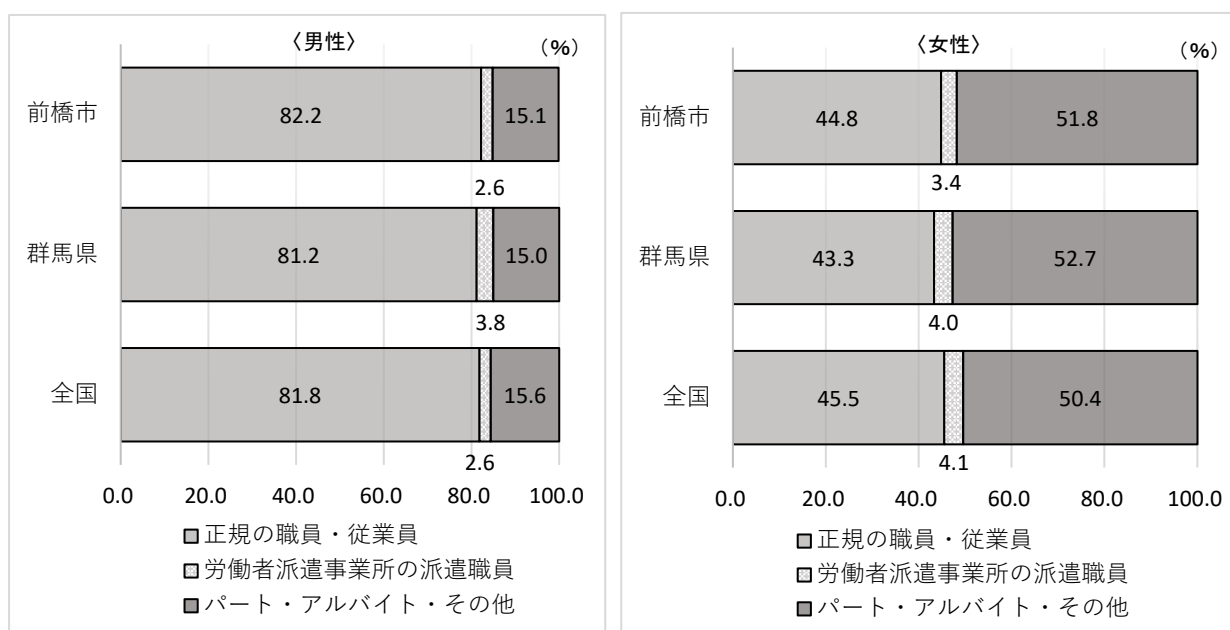


※第1次産業は農業など、第2次産業は製造業など、第3次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

資料：国勢調査（平成27年）

また、雇用者の従業上の地位を全国、群馬県と比較してみると、男性は「正規の職員・従業員」の割合が、全国、群馬県より高くなっていますが、女性は全国と比べると「正規の職員・従業員」の割合が低くなっています。

雇用者の従業上の地位の割合の比較



資料：国勢調査（平成27年）

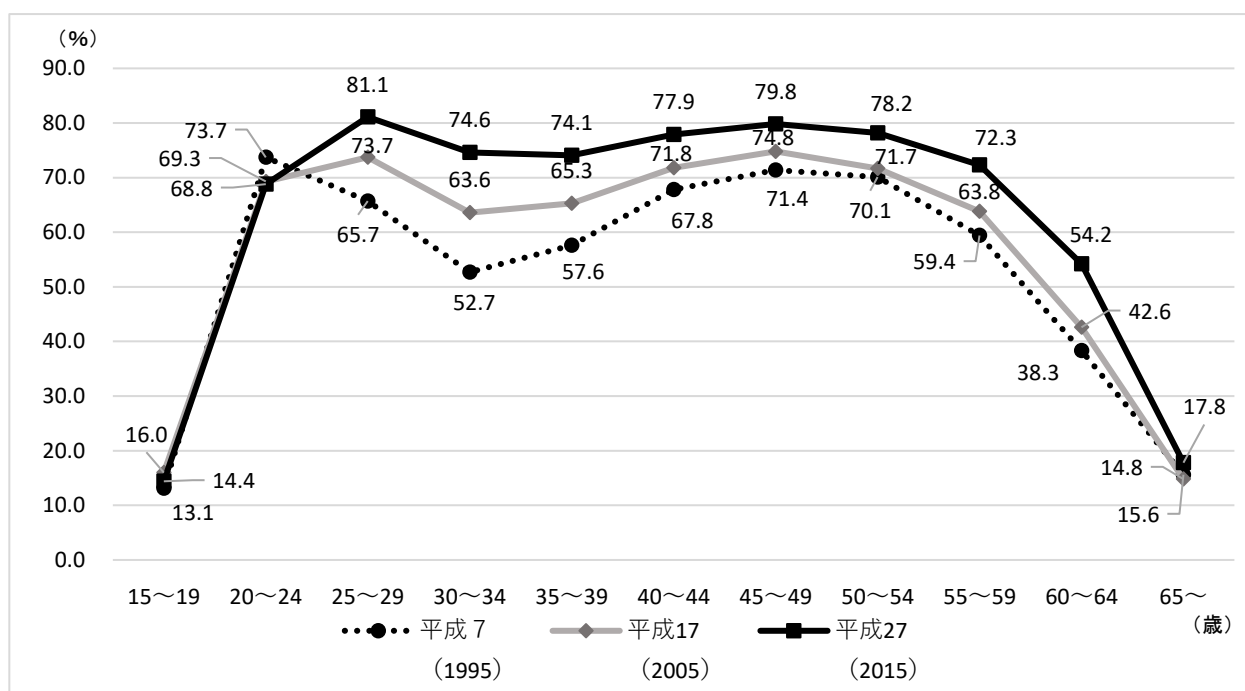
(3) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率について、平成7（1995）年、平成17（2005）年、平成27（2015）年を比べると、20歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています。

また、有配偶女性の労働力率を同様に比べると、全体に労働力率が増加しました。特に子育て期の20～30歳代の率が上がっています。

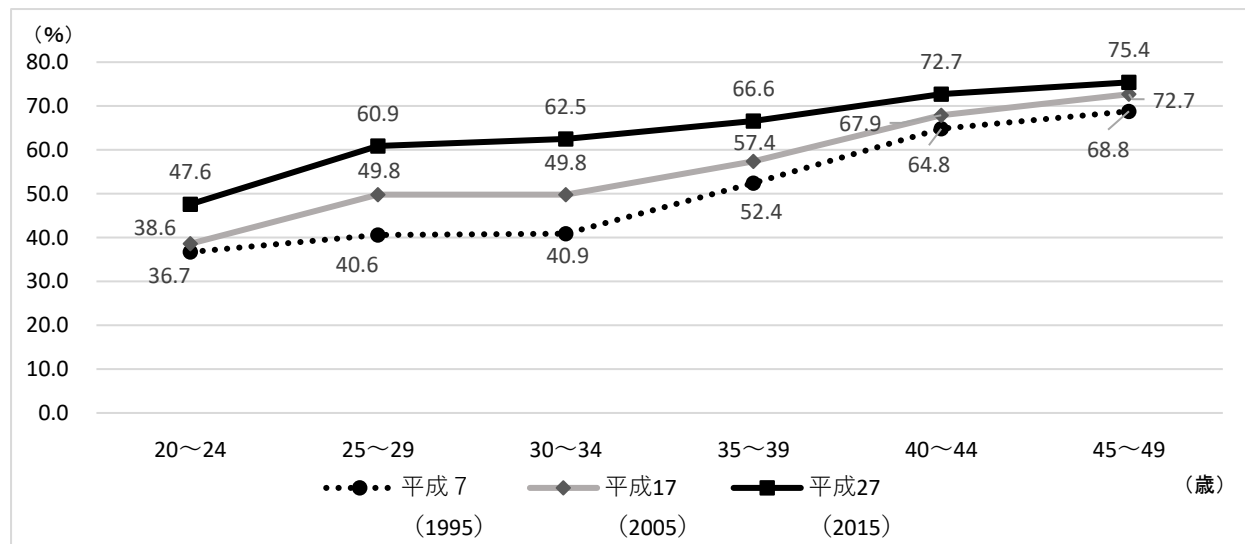
20～30歳代の有配偶女性の働く割合は増加しましたが、依然としてM字カーブは解消されていません。

女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

有配偶女性の労働力の推移

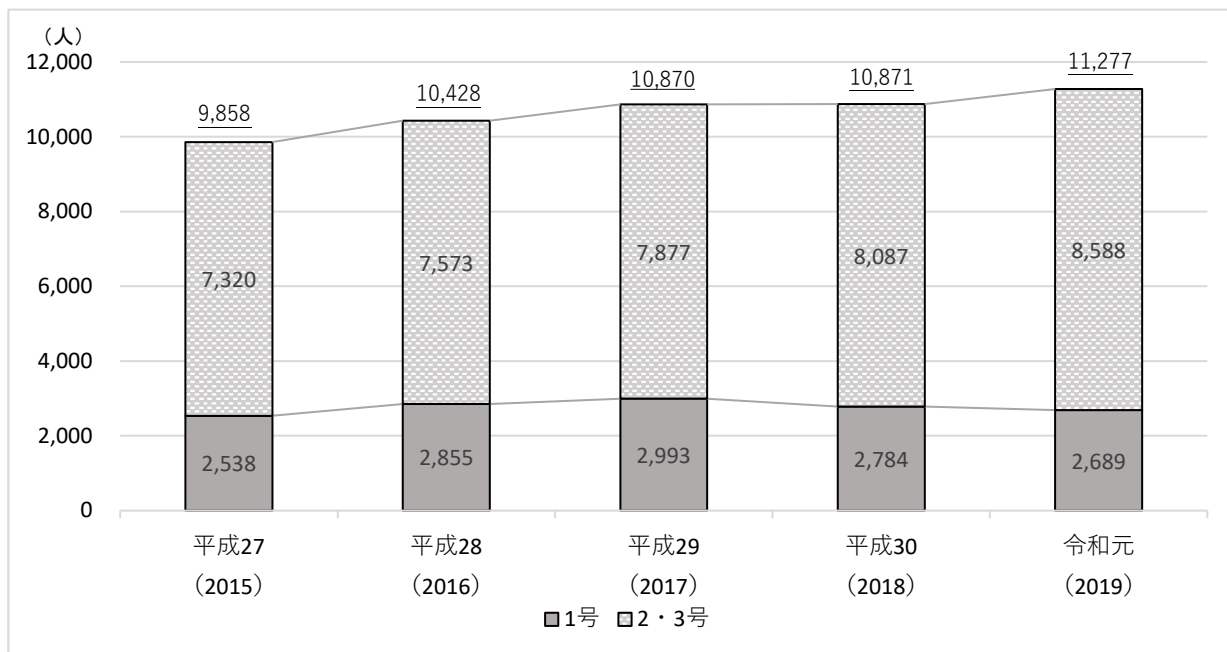


資料：国勢調査

(4) 福祉サービス等の状況

本市の年少人口は近年減少していますが、就労世帯の増加といった社会的な背景を反映し、入所児童数は平成 27（2015）年以降年々増加傾向にあります。

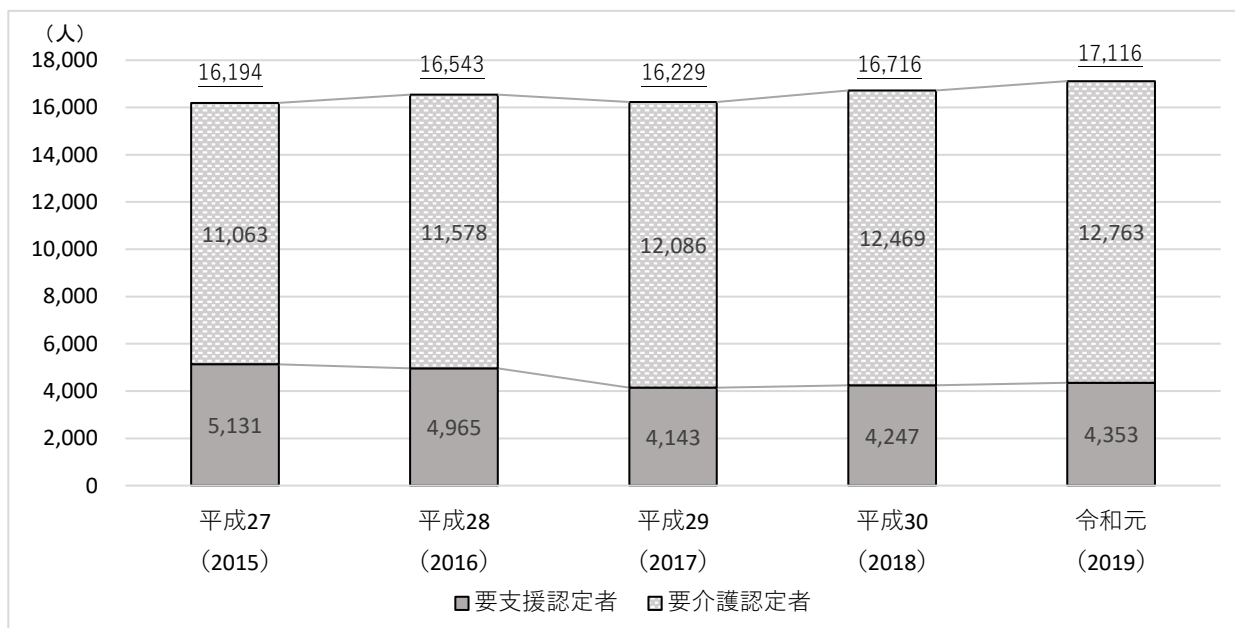
保育所(園)入所児童数の推移



※1号認定：保育を必要としない3歳以上の児童 2号認定：保育を必要とする3歳以上の児童 3号認定：保育を必要とする3歳未満の児童
資料：第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画

また、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、平成 27（2015）年から平成 30（2018）年まではおおむね横ばいで推移しましたが、令和元（2019）年より増加に転じ、令和元（2019）年は 17,000 人を超えました。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：前橋市統計書（平成 28～令和 2 年度）

2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状

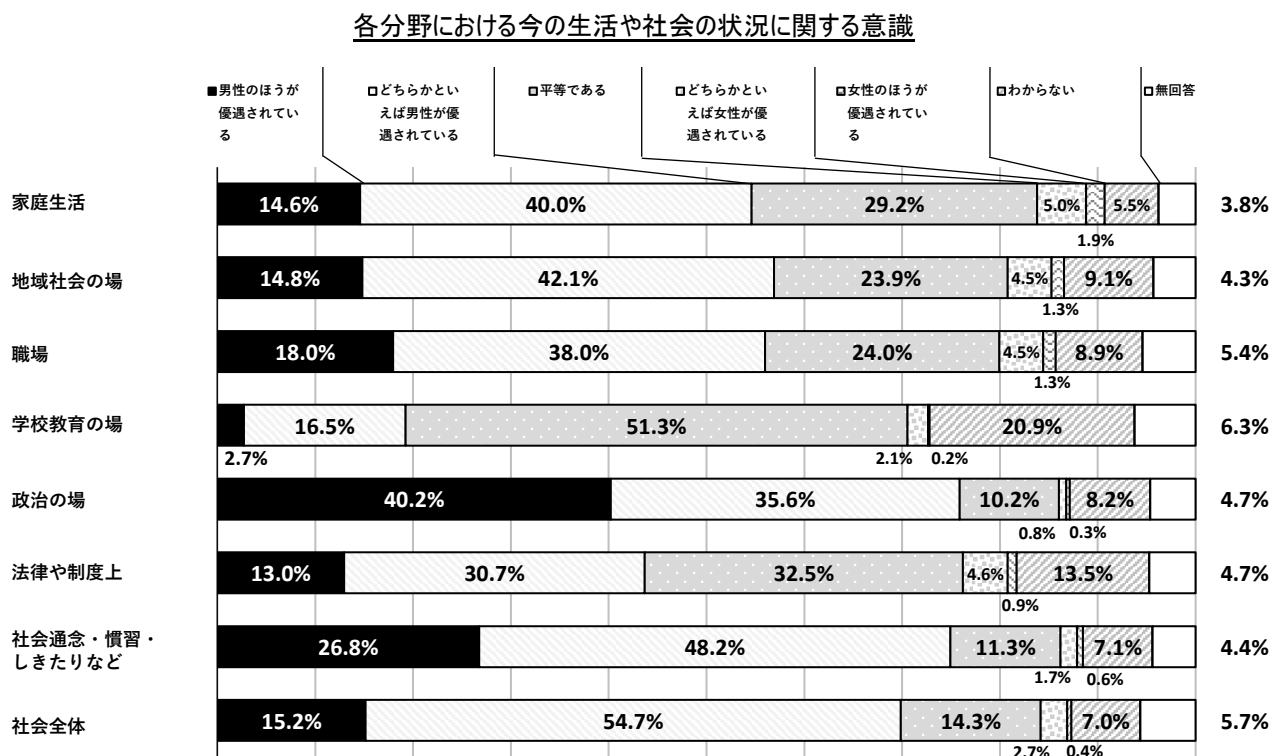
男女共同参画に関して課題となる事項について調査を行い、現状の市民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、本計画策定のための基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

調 査 対 象	市内在住の 18 歳以上の方
標 本 数	3,000
抽 出 方 法	住民基本台帳登録者から性別・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布 / 郵送・ウェブによる回収
有 効 回 収 率	39.4%
調 査 時 期	令和2(2020)年9月

(1) 市民の生活や社会の状況における男女平等に関する意識

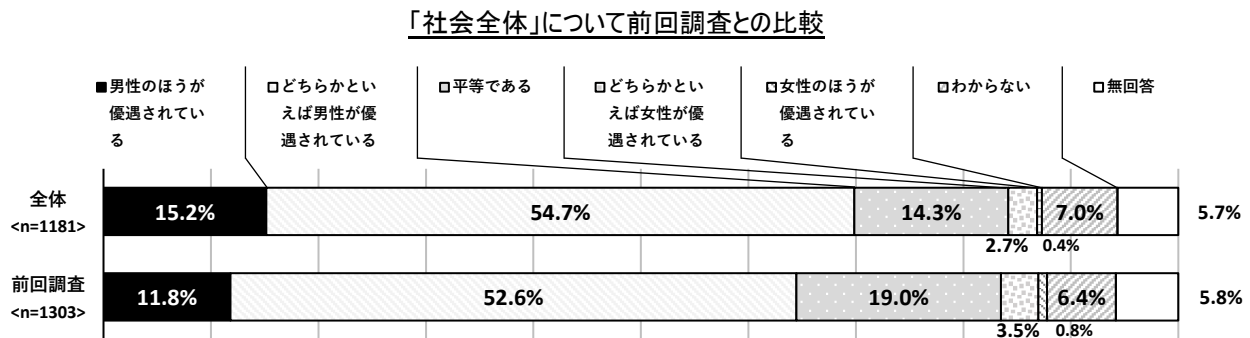
「平等である」と回答が多くあった分野は、「学校教育の場」51.3%が最も高く、次いで「法律や制度上」32.5%、「家庭生活」29.2%と続いています。

「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた回答が多くあった分野は、「政治の場」75.8%が最も高く、次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」75.0%と続いており、「学校教育の場」、「法律や制度上」以外の分野では 50% を超えている状況でした。



資料：市民意識調査（令和2年度）

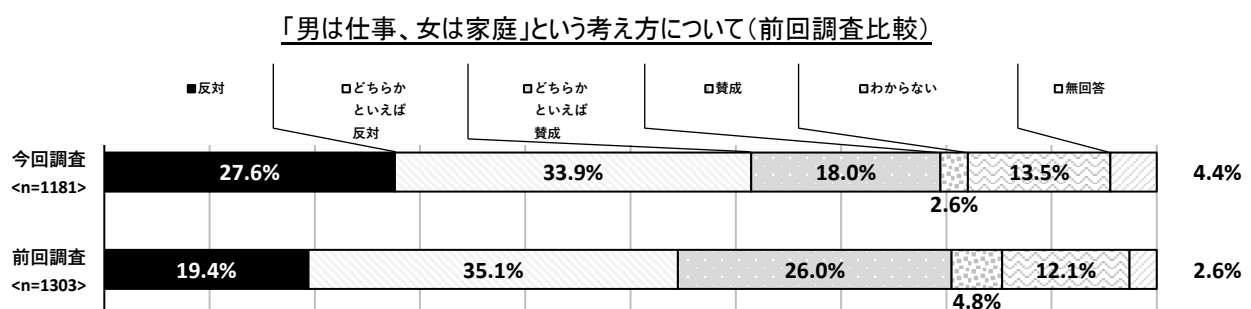
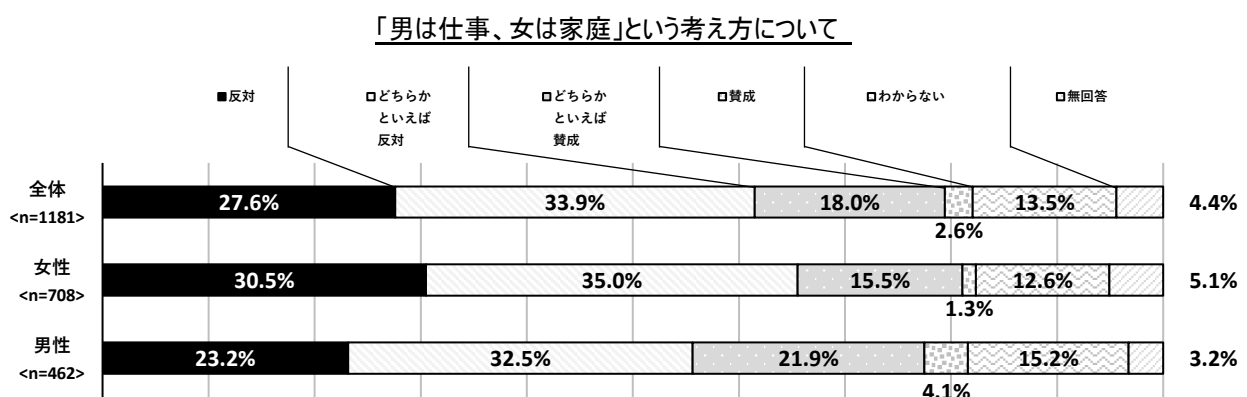
「社会全体」について、前回調査（平成 24 年度）と比較してみると、「平等である」は 4.7 ポイント減少しました。「女性のほうが優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせたものは 1.2 ポイント減少し、「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせたものは、5.5 ポイント増加しました。



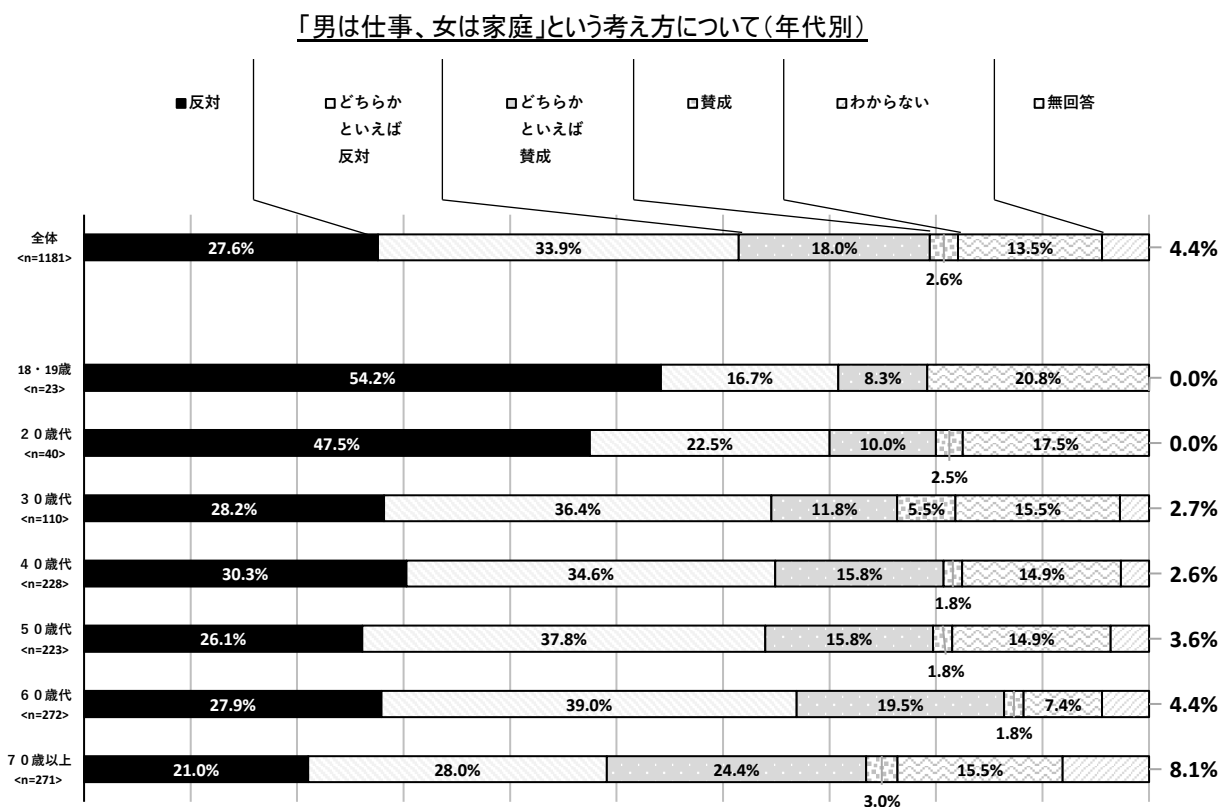
資料：市民意識調査（令和 2 年度）

（２）固定的な性別役割分担意識の現状

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。市民意識調査の回答者全体では、固定的な性別役割分担意識について「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた割合（61.5%）が「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合（20.6%）を 40 ポイント以上上回りました。また、前回調査と比べると、“反対”の回答が 54.5%から 61.5%と増加しました。

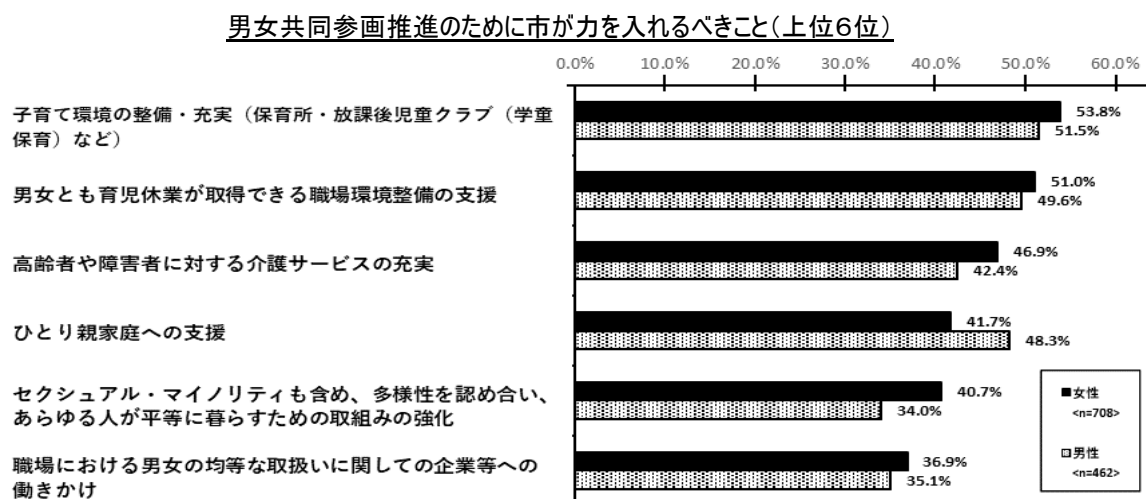


年齢別の「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた回答では、18・19歳の70.9%が最も高く、次いで20歳代が70.0%と続き、30歳代から60歳代までが60%を超えている状況でした。また、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた回答では、70歳以上の27.4%が最も高く、次いで60歳代が21.3%と続き、若い年代になるにつれて割合が下がっている状況です。



資料：市民意識調査（令和2年度）

男女共同参画推進のために市が力を入れるべきこととして、「子育て環境の整備・充実」「男女とも育児休業が取得できる職場環境整備の支援」が男女とも上位に入り、子育てへの支援が求められています。



資料：市民意識調査（令和2年度）

3. 第四次基本計画（後期計画）の取組状況

平成30（2018）年度から令和3（2021）年度を計画期間とする第四次基本計画（後期計画）の具体的施策57施策（担当課が複数ある施策があり調査数は75項目）について、各施策の担当課で進捗の達成度について評価を行いました。

評価の基準

区 分	評価の基準
進捗の達成度	AA:計画を超える成果があった
	A:計画通り進み、十分な成果があった
	B:計画通り進み、一定の効果があった
	C:概ね計画通り進んだが、成果が明確でない
	D:実施できなかった・廃止となった

◇全体の評価

全75項目のうち、評価がAA（計画を超える成果があった）またはD（実施できなかった・廃止となった）のものはありませんでした。

全体で、評価がA（計画通り進み、十分な成果があった）のものが12項目、B（計画通り進み、一定の効果があった）のものが47項目、C（概ね計画通り進んだが、成果が明確でない）のものが16項目でした。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年通り開催することができなかった事業も見受けられましたが、計画に対して実施できなかった事業がないことや、実施した事業についても従来の方法以外で事業を展開し、「十分な成果があった」及び「一定の成果があった」の評価を合わせると、全体の8割近い事業が計画通り進み、概ね目標を達成したと思われます。

進捗の達成度の自己評価結果

区 分	評価の基準	事業数
H30～R3（見込）年度の 進捗の達成度	AA:計画を超える成果があった	0
	A:計画通り進み、十分な成果があった	12
	B:計画通り進み、一定の効果があった	47
	C:概ね計画通り進んだが、成果が明確でない	16
	D:実施できなかった・廃止となった	0
	計	75

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

1 人権尊重・男女平等意識の向上

ほとんどの項目で A または B の評価となりました。C 評価となったのは、指標「情報誌『新樹』の発行部数・回数」ですが、予算面や市民編集委員の負担増などの問題があり、目標が達成できなかったことが理由となっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	情報誌・リーフレット等による情報提供	情報誌「新樹」の発行部数・回数	C	男女共同参画センター
		リーフレット配布数	B	男女共同参画センター
	男女共同参画週間行事の実施	アンケート回収数	A	男女共同参画センター
	市の刊行物における表現の配慮	各課広報連絡員周知回数	B	秘書広報課
		男女平等表現ガイドライン周知回数	B	男女共同参画センター
	LGBT（性的少数者）への理解の促進	LGBT の周知回数	B	生活課
			B	男女共同参画センター
(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	受講者数	A	男女共同参画センター
	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	公民館報掲載率 講座開催数・延べ参加人数	B	生涯学習課
	保育関係者への研修の充実	研修の回数	B	子育て施設課
	学校教育における男女平等教育の推進	研修の実施回数	B	総合教育プラザ
	人権の男女の課題への取組の推進	人権週間での情報提供回数	B	男女共同参画センター
(3) 国際理解と協調	国際的な視野の醸成	国際的な視野の醸成	B	男女共同参画センター
			B	文化国際課
			B	生涯学習課
	在住外国人支援事業の実施	①外国人相談窓口の開設回数②日本語教室の参加者数③生活情報の提供言語数	A	文化国際課

2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策「(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援」の達成度に C 評価が多くなっています。コロナ禍の影響で、計画期間後半の事業が予定どおり実施できず、評価が難しかったことが主な理由となっています。

主な施策「(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援（前橋市 DV 防止基本計画）」及び「(6) 女性に対する暴力の根絶」では、A または B という評価となりました。平成 29 年度に配偶者暴力相談支援センターを設置以来、DV に関する相談及び支援を行うほか、女性に対する暴力防止に向けた様々な働きかけを行うことができました。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	性に対する研修会等の開催	C	教育委員会総務課
	妊産婦への健康支援の実施	届出時健康相談実施状況	B	子育て支援課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	検診受診率の向上	B	健康増進課
		HIV 検査の実施数	C	保健予防課
		「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉と内容の周知回数	C	男女共同参画センター
(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援（前橋市 DV 防止基本計画）	DV 防止の意識づくり	相談カード等の配布枚数	B	男女共同参画センター
	DV 等に関する相談・支援体制の充実	相談員研修受講回数	A	男女共同参画センター
	DV 被害者支援関係機関の連携の強化	関係機関の担当者会議への出席回数	B	男女共同参画センター
	女性の防御力の向上	護身術講座開催回数	B	男女共同参画センター
	デート DV 対策	デート DV ミニ講座の開催回数	B	男女共同参画センター
(6) 女性に対する暴力の根絶	女性に対する暴力防止の働きかけ	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	B	男女共同参画センター
	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知	B	男女共同参画センター
	男女平等の視点に立った情報教育の推進	ケータイ・インターネット教室の開催	A	青少年課

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

指標「審議会等における女性委員の割合」の達成度が C 評価となっています。市役所全体で女性委員の積極的な登用を呼びかけていますが、目標値には届いていません。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(7) 方針決定の場における女性の登用促進	審議会等への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	C	行政管理課
	市における女性管理職の登用促進	係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合	B	職員課
		市立小・中・特支・高・幼における女性管理職の割合	B	学校教育課
(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用	女性人材発掘と育成	情報提供回数	B	男女共同参画センター
	地域リーダーへの女性の登用	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	B	男女共同参画センター

4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策「(10) 様々な分野への女性の参画の推進」に C 評価が見られます。PTA 会長の女性の割合や女性消防団員数などが、目標値に達しませんでした。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し	地域における制度・慣行の見直し	出前講座の実施回数	A	男女共同参画センター
	市役所における制度・慣行の見直し	啓発実施	B	職員課
	職員研修の実施	職員研修の実施回数	B	職員課
			B	男女共同参画センター
(10) 様々な分野への女性の参画の推進	地域における男女共同参画の推進	自治会役員における女性の割合	C	生活課
	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	女性 PTA 会長の割合	C	学校教育課
		女性子ども会本部役員の割合	B	青少年課
	防災・災害対応における男女共同参画	自主防災組織への女性の参画	B	防災危機管理課
		防災に関する情報提供	B	男女共同参画センター
		女性消防団員数	C	消防局(総務課)
	観光分野における男女共同参画	ワーキンググループの女性の参加率	A	観光政策課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

5 男女が生き生きと働ける環境の向上

全体に C 評価が見られます。コロナ禍の影響で、計画期間後半の事業が予定どおり実施できなかったことや、成果が見えにくく評価が難しかったことなどがその理由となっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(11) 職場における男女共同参画の推進	産業振興・社会貢献優良企業表彰の実施	表彰企業数	C	産業政策課
	公共調達における評価等	(評価等の) 実施	C	契約監理課
	男女共同参画の視点に立った職員の配置	個人の能力に応じた職域配置	A	職員課
	市・事業者への労働法等の情報提供	情報提供	C	産業政策課
		情報提供回数	B	男女共同参画センター
(12) 女性のチャレンジ支援	再就職支援	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	A	産業政策課
	起業家支援	セミナー参加人数	C	産業政策課
(13) 農業分野への男女共同参画の推進	家族経営協定の促進	家族経営協定締結割合	B	農業委員会事務局
	農村女性活動の活性化支援	意見交換会等の回数	B	農政課
	農業起業家への支援	販売促進イベントや研修会等への参加回数	C	農政課

6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策「(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援」では、A または B の評価となりました。子育て家庭に向けた支援は、市民からのニーズが高い施策となっており、継続した施策の推進が重要です。

指標「介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数」は、コロナ禍で、対面とオンラインを併用し養成講座の継続開催に努めましたが、登録者数・養成者数とも減少となったため、C 評価となりました。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援	多様な保育サービスの提供	実施箇所	A	子育て施設課
	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター登録会員数の利用件数	B	子育て施設課

	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブ利用数	A	子育て施設課
	ハローベビークラス・プレママクラスの開催	ハローベビークラス・プレママクラス参加人数	B	子育て支援課
	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	①地域子育て支援センター利用者数 ②元気保育園利用者数 ③認定こども園の子育て支援事業	B	子育て施設課
		乳幼児育児支援参加数	B	子育て支援課
		子育て支援井戸端会議回数	B	総合教育プラザ(幼児教育センター)
	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	家庭児童相談・こども発達支援相談件数	B	子育て支援課
		相談対応における合意形成の割合	B	総合教育プラザ(幼児教育センター)
		教育相談同意できた割合	B	総合教育プラザ(特別支援教育室)
(15) すべての家庭に向けた介護支援	介護サービスの充実	介護基盤の整備量	B	長寿包括ケア課
	介護についての相談体制の充実	地域ケア会議の開催数	B	長寿包括ケア課
	地域支援事業の充実	介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数	C	長寿包括ケア課
	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業の延利用人数	B	障害福祉課

7 ゆとりある生活の推進

主な施策「(16) ワーク・ライフ・バランスの推進」に C 評価が見られます。取組は行っていますが、成果が捉えにくいいため、評価が低くなっています。

主な施策	具体的な施策	指標	進捗の達成度	担当課
(16) ワーク・ライフ・バランスの推進	両立支援対策	情報提供、働きかけの回数	B	男女共同参画センター
	男性の育児参加のための休暇の取得推進	休暇の取得率	C	職員課
	育児・介護休業法の制度活用	市の助成金の利用件数	C	産業政策課
	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	ワーク・ライフ・バランスの周知回数	B	男女共同参画センター
(17) 多様な活動への男女の参画促進	子育て・親子支援講座参加への促進	講座開催回数	B	生涯学習課
	市民ボランティア活動の促進支援	市民活動支援センターの登録団体数の増加	A	生活課

第3章 計画の構成と体系

1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市では、これまで第4次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現のため推進施策に取り組んできました。

本計画でも、これまでの取組を引き継ぐとともに、社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた新たな課題に対応することで、「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目指し、平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例」に示す6つの基本理念に基づいて、男女共同参画を推進していきます。

目 標

まえばしの男女共同参画社会の実現

～ 市民一人ひとりが お互いを大切にし 性別にかかわらず
個性を輝かせて 生き生きと暮らすことができる社会の実現 ～

基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児・介護などの家庭生活における活動と仕事や地域活動等が両立できるようにすることが必要です。

3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

2. 基本方針

まえばし男女共同参画推進条例の前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野での女性の積極的な参画拡大に向け、政策・方針決定の場への女性参画や職場における男女共同参画を推進し、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりと意識啓発に取り組みます。

- 女性リーダーの人材育成に関するセミナー開催や情報提供を行い、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 職場において、性別にかかわらず、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。

基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

暴力の根絶、人権及び多様性を尊重する環境づくり、生涯にわたる健康づくりへの支援、防災分野での男女共同参画など、安全・安心な暮らしの実現に向けた諸課題の解決に取り組みます。

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。また、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。
- 人権及び性の多様性を尊重し、認め合う社会づくりに努めます。また、国際理解を深め、在住外国人への支援等により多文化共生を進めます。
- 生涯を通じて、女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 防災・災害分野に男女共同参画の視点を取り入れます。

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

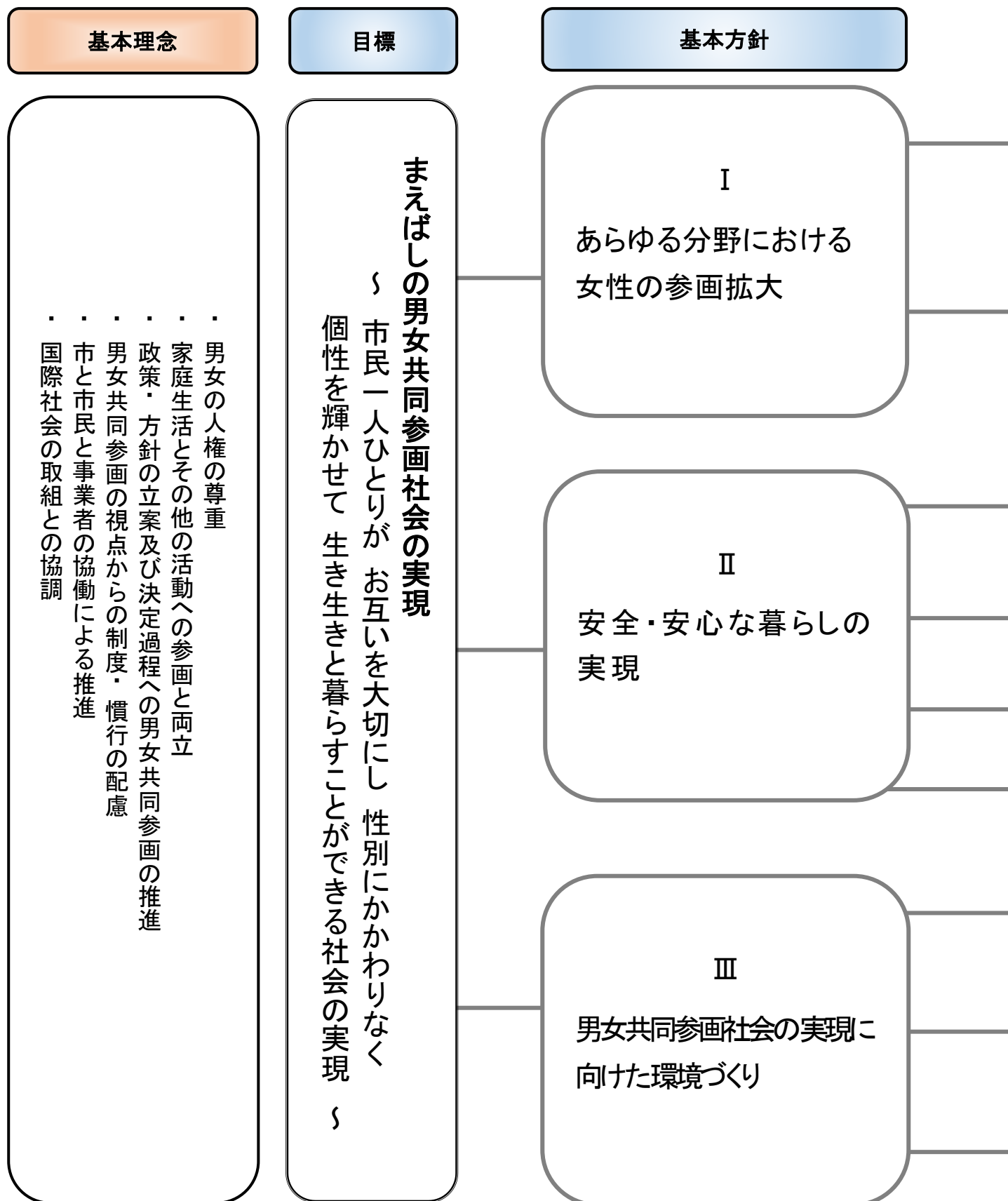
固定的な性別役割分担意識の解消に向け、積極的な情報発信や啓発活動を行うとともに、学校・地域における男女共同参画に関する教育・学習の充実等に取り組みます。

市民意識調査でニーズの高かった子育て支援については、安心して子育てができる環境づくりに努め、高齢者福祉・障害者福祉サービスの充実等についても社会全体で支え合える施策を推進します。

- 情報提供やセミナー開催などにより広く周知啓発を行い、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。
- 男女が協力し合い、安心して子育てができるよう、子育て支援施策を充実します。
また、介護についても、家族、地域、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。

3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



重点テーマ	施策の方向性
1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 方針決定の場における女性の登用促進 (2) 女性リーダーの発掘・育成・活用
2 男女が生き生きと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進 (4) 職場における活躍のための支援 (5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進
3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画) (7) 女性等に対する暴力の根絶
4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(8) 人権と多様性の尊重 (9) 多文化共生の促進
5 生涯にわたる健康づくりへの支援	(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進
6 防災分野における男女共同参画の推進	(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進
7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ
8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援 (14) 介護者への支援
9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進 (16) 地域・家庭における男女共同参画の推進

重点テーマとSDG sの対応

目標	基本方針	重点テーマ	SDG s					
まえばしの男女共同参画社会の実現 く市民一人ひとりがお互いを大切にし性別にかかわらず個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現く	Ⅰ	あらゆる分野における女性の参画拡大	1	政策・方針決定の場への女性の参画推進	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	
			2	男女が生き生きと働ける環境の向上		8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	Ⅱ	安全・安心な暮らしの実現	3	女性等に対するあらゆる暴力の根絶		3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
			4	人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり		10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	
			5	生涯にわたる健康づくりへの支援		1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	
			6	防災分野における男女共同参画の推進		16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう	
	Ⅲ	男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7	固定的な性別役割分担意識の解消		10 人や国の不平等をなくそう	17 パートナシップで目標を達成しよう	
			8	安心して子育て・介護ができる暮らしの支援		3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	
			9	あらゆる場を通じた教育・学習の充実		4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	

第4章 施策の内容

基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

重点テーマ 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向性(1) 方針決定の場における女性の登用促進

現状と課題

■活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表1）。

図表1 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合（参考）

政治	国会議員（衆議院）	9.9%
	国会議員（参議院）	23.0%
行政	本省課室長相当職以上の国家公務員	5.9%
	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	12.2%
司法	裁判官	22.6%
	弁護士	19.1%
雇用	民間企業（100人以上）における管理職（部長相当職）	8.5%
	民間企業（100人以上）における管理職（課長相当職）	11.5%
教育	初等中等教育機関の教頭以上	21.8%

資料：令和3年版男女共同参画白書

■本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を令和3年度末までに31%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、令和2年4月現在25.3%となっています（図表2）。審議会等への女性委員の選任については、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

また、本市の女性職員の割合が令和2年4月現在で32.3%に対し、係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合は27.6%のため、一層の推進が必要です。（図表3・4）

図表2 審議会等委員における女性の割合の推移

年度	実績値				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審議会等における女性委員の割合	25.0%	25.5%	26.6%	26.0%	25.3%

資料：まえばしWindプラン2014 平成28～令和2年度実施状況報告

図表3 市職員における女性の割合の推移

	実績値（4月1日現在）				
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
女性職員の割合	29.8%	30.4%	31.1%	31.9%	32.3%
女性職員の人数	785人	794人	811人	827人	836人
全職員数	2,635人	2,616人	2,606人	2,596人	2,586人

資料：前橋の市政概要（平成28～令和2年度）

図表4 市管理職の女性比率の推移

	実績値（4月1日現在）				
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合	22.6%	23.4%	25.1%	26.7%	27.6%
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の人数	184人	191人	208人	221人	235人
係長相当職以上（副主幹以上）の職員数	815人	816人	828人	829人	851人

資料：職員課

取組方針と具体的施策

◇市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

◇市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

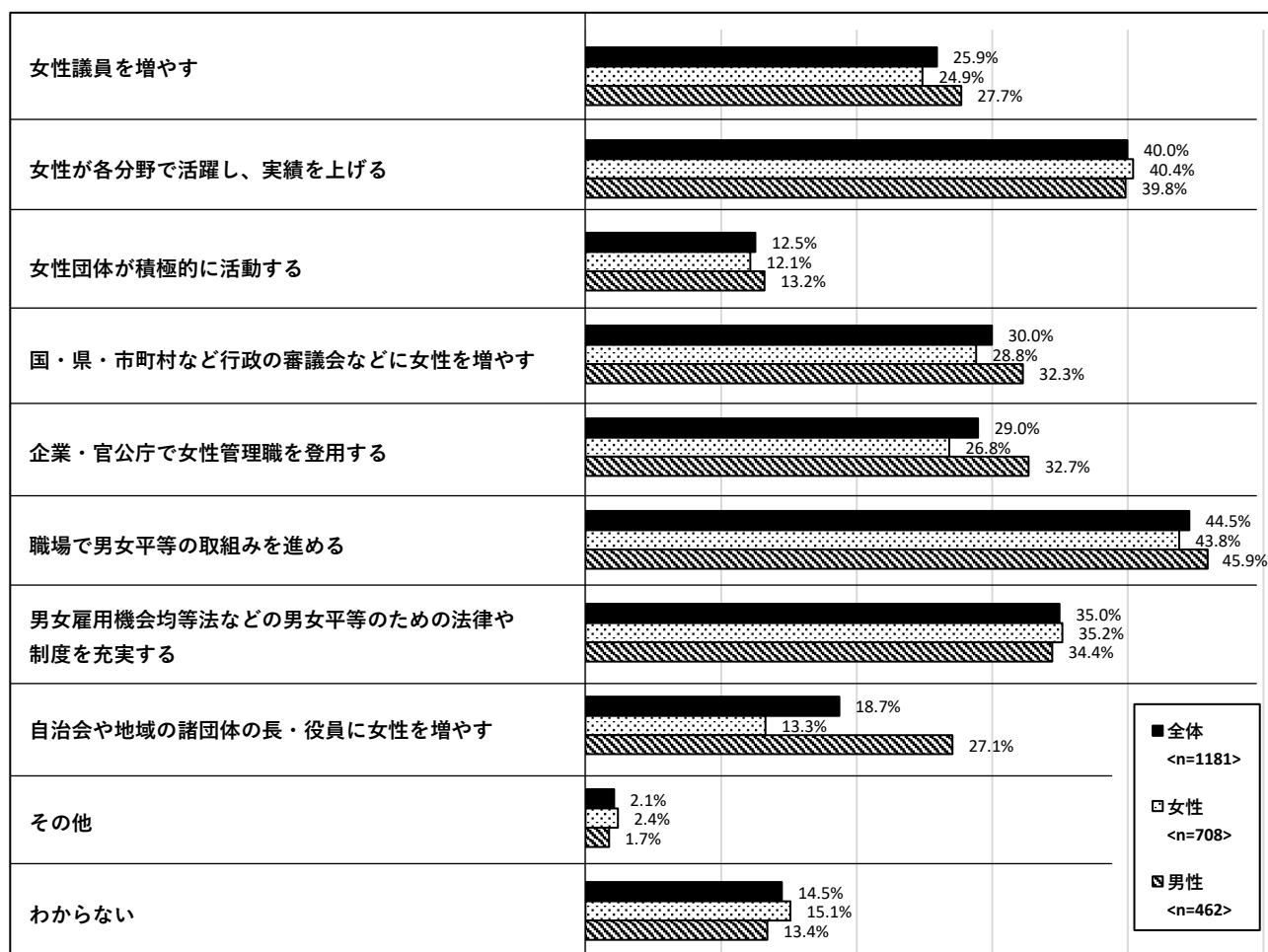
	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
1	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	審議会等における女性委員の割合	25.3%	40%以上 60%以下	行政管理課
2	市における女性管理職の登用促進	市職員には、積極的に副主幹への登用を希望するよう周知します。 学校においては、管理職適任者へ積極的に選考審査を受検するよう周知します。	①係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合 ②課長相当職以上（副参事以上）の女性職員の割合	①27.6% ②10.1%	①35%以上 ②13%以上	職員課
			市立小・中・特支・高・幼における女性管理職の割合	校長 16.7% 教頭 25.0%	校長 20.0% 教頭 27.0%	学校教育課

施策の方向性(2) 女性リーダーの発掘・育成・活用

現状と課題

■市民意識調査では、「方針決定への女性の参画を進めるために大切なこと」の第1位は「職場で男女平等の取組みを進める」(44.5%)、次いで「女性が各分野で活躍し、実績を上げる」(40.0%)でした。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

図表5 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

取組方針と具体的施策

◇リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
3	女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供	女性の参加意欲の向上を図るための意識啓発を行い、女性リーダーの活躍の場を提供します。	情報提供回数	4 回	5 回	男女共同参画センター

重点テーマ 2 男女が生き生きと働ける環境の向上

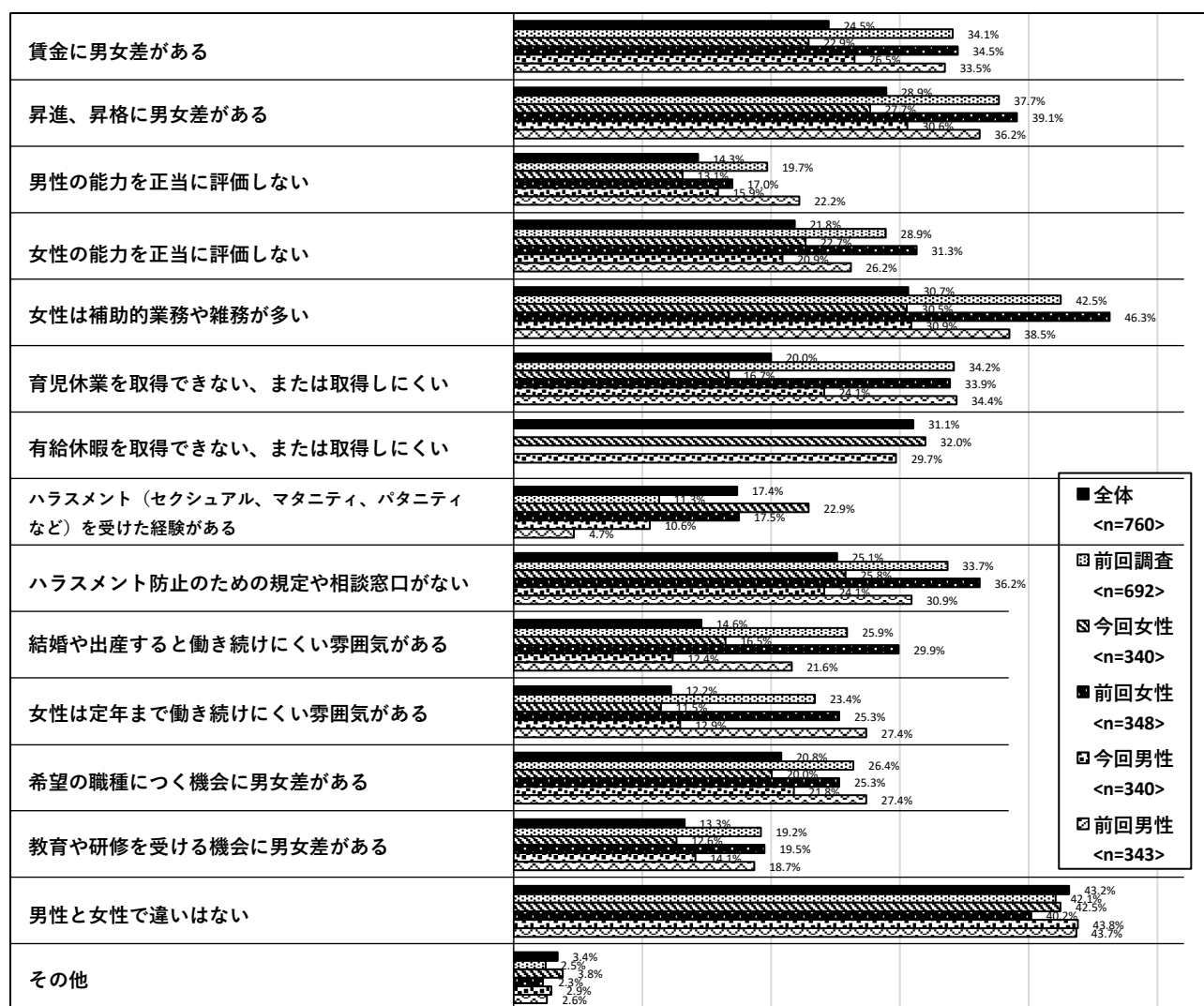
施策の方向性(3) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

■ 市民意識調査では、「職場」で男女が平等であるとの回答は 24.0%にとどまり、「男性優遇」が 56.0%と半数を超え、職場においては男性優遇の意識が根強いことがわかりました。

どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が 43.2%と最多でしたが、前回調査からは 1.1 ポイント下がりました。(図表6)。性別で見ると、女性が上回る項目は「ハラスメント(セクシュアル、マタニティ、パタニティなど)を受けた経験がある」で、男性より 12.3 ポイント多くなっています。また、男性が上回るのは「育児休業を取得できない。または取得しにくい」で、女性より 7.4 ポイント多くなっており、職場での課題を表しています。

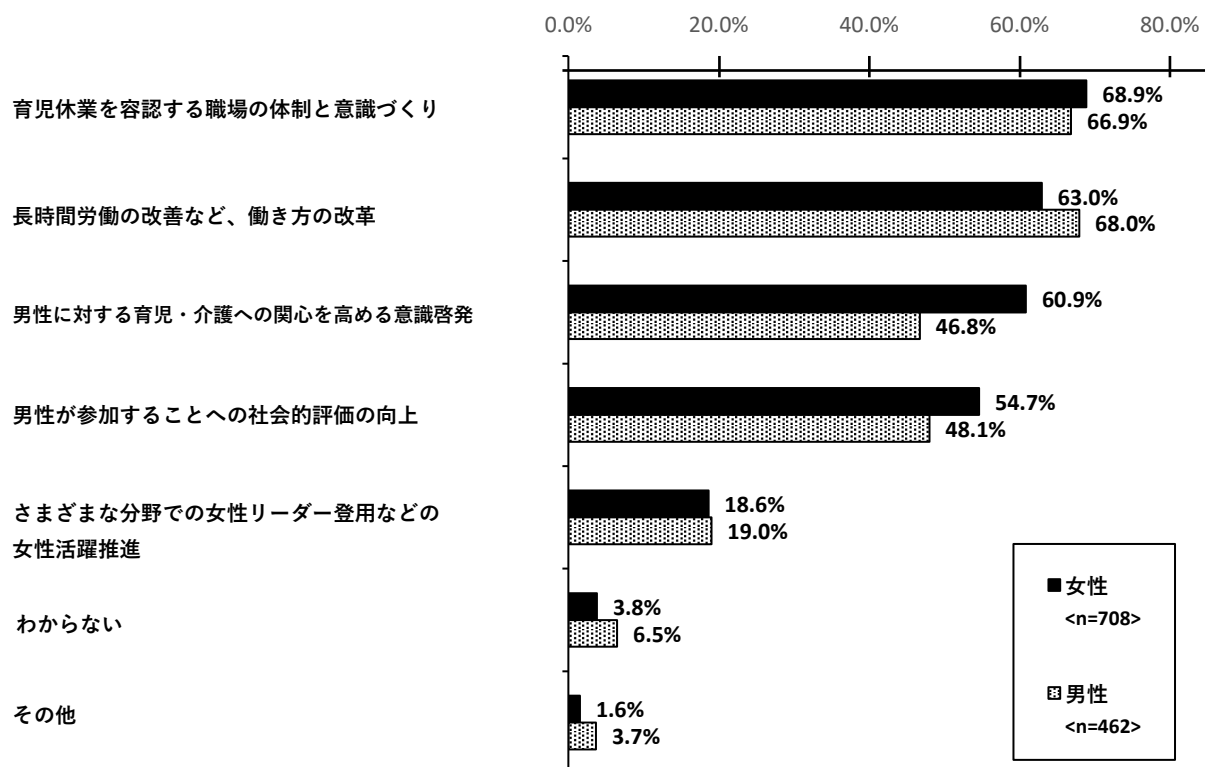
図表6 職場での男女差について(現在働いている人への質問)



資料：市民意識調査(令和2年度)

■市民意識調査では、男性の育児休業・介護休業の取得について、女性、男性ともに「賛成」が最も高く、「どちらかといえば賛成」を合わせると8割を超えます。男性の育児・介護への参画に必要なことについて、女性は「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」の68.9%が最も高く、次いで「長時間労働の改善など、働き方の改革」が63.0%となっています。男性は「長時間労働の改善など、働き方の改革」の68.0%が最も高く、次いで「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」が66.9%となっています。（図表7）

図表7 男性の育児・介護への参画に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

取組方針と具体的施策

◇職場における男女共同参画の推進を図ります。

◇様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
4	公共調達における評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	(評価等の) 実施	実施	実施	契約監理課
5	男女共同参画の視点に立った職員の配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	個人の能力に応じた職域配置	適材適所の配置を原則に、職域の拡大を推進した	実施	職員課

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
6	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	4 回	2 回以上	職員課
		男女共同参画に関する意識向上のため、市職員を対象に研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	3 回	男女共同参画センター
7	男性の育児参加のための休暇の取得促進	各種制度の周知を図り、男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	休暇の取得率	31.2%	90%	職員課
8	各種ハラスメントの防止に向けた周知・啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、SOGI・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止について周知を図るとともに、相談窓口の案内・周知を行います。	各種ハラスメント防止に向けた情報提供回数	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知回数 13 回	15 回	男女共同参画センター

※No.6「職員研修の実施」の上段は、職員課が担当する階層別職員研修等の中に男女共同参画の講義を設けるもの。下段は、男女共同参画センター主催により、各所属に職員受講を呼びかけ、社会情勢に応じたテーマで男女共同参画に関する職員研修を開催するものです。

「マタニティ・ハラスメント」

妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされることなどを指す。事業主による不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において既に禁止されている。

「パタニティ・ハラスメント」

育児参加を希望する男性へのハラスメント。育児のために休暇や時短勤務の取得を希望する男性社員に対して、職場の上司や同僚がその制度を受けるのを妨害するようないやがらせ行為や育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対してのいやがらせ行為のことを指す。

「SOGI・ハラスメント」

SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取った用語。

性的指向は、恋愛・性愛の対象がどのような性に向いているか、あるいは向いていないかを示し、性自認は、自分の性別をどのように認識しているのかを示す。このような、性的指向、性自認に関して行われる嫌がらせや差別的言動等をSOGI・ハラスメントという。

施策の方向性（４） 職場における活躍のための支援

現状と課題

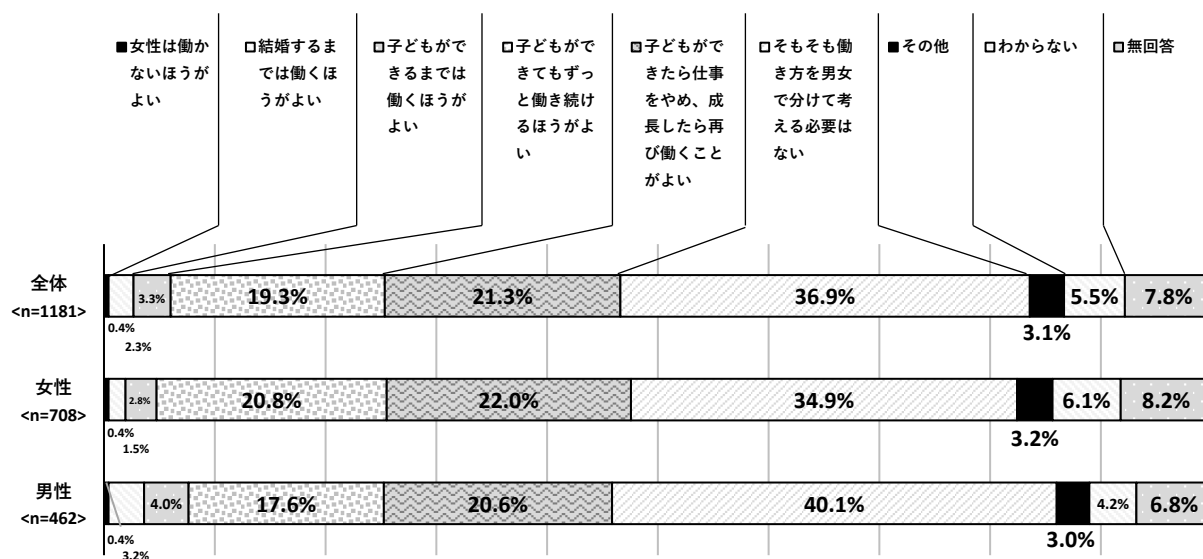
■本市の女性の労働力率について、近年 20 歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています。また、有配偶女性の労働力率を同様に比べると、全体に労働力率が増加しました。

一般的に女性が職業を持つことについて、市民意識調査では「そもそも働き方を男女で分けて考える必要はない」との回答が最も多くなっており、次いで「子どもができたら仕事をやめ、成長したら再び働くことがよい」となっています。「子どもができてずっと働き続けるほうがよい」は女性が男性を上回ります。（図表８）

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。

平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、女性の職業生活に関する機会の積極的な提供などが求められています。

図表８ 女性が働くことについて



資料：市民意識調査（令和 2 年度）

取組方針と具体的施策

◇職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ、新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
9	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	ジョブセクターまえばしの就職決定者数	462 人	600 人	産業政策課
10	女性活躍を推進するための支援	国の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を受け、「まえばし女性活躍推進計画」を策定し、産業振興に係る取り組みと併せて女性の活躍推進の取り組みを行います。	女性活躍推進のためのセミナー等の開催回数	1 回	3 回	産業政策課
11	仕事と家庭の両立のための環境整備	育児・介護をしながらでも就業できるような支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進により、女性を含めたすべての人が働きやすい環境を整備していきます。	両立支援のための情報提供回数	1 回	5 回	産業政策課

施策の方向性（５） 農業・観光分野への男女共同参画の推進

現状と課題

■国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「６次産業化」を推進することが必要であるといわれています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農林水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

■本市は、赤城山の自然や歴史・文化など地域固有の魅力ある観光資源を有し、また、全国有数の豚肉産出地でもあります。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTON のまちまえばし」が進められ、市としてもその活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められます。

取組方針と具体的施策

◇農業に従事する女性や観光分野に関わる女性が、やりがいをもって能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
12	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	家族経営協定締結割合	28.6% 363 戸	33.5% 425 戸	農業委員会事務局
13	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	意見交換会等の回数	3 回	6 回	農政課
14	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	販売促進イベントや研修会、補助事業等での女性の参画機会提供数	5 回	10 回	農政課
15	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	40.0%	45.0%	観光政策課

基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

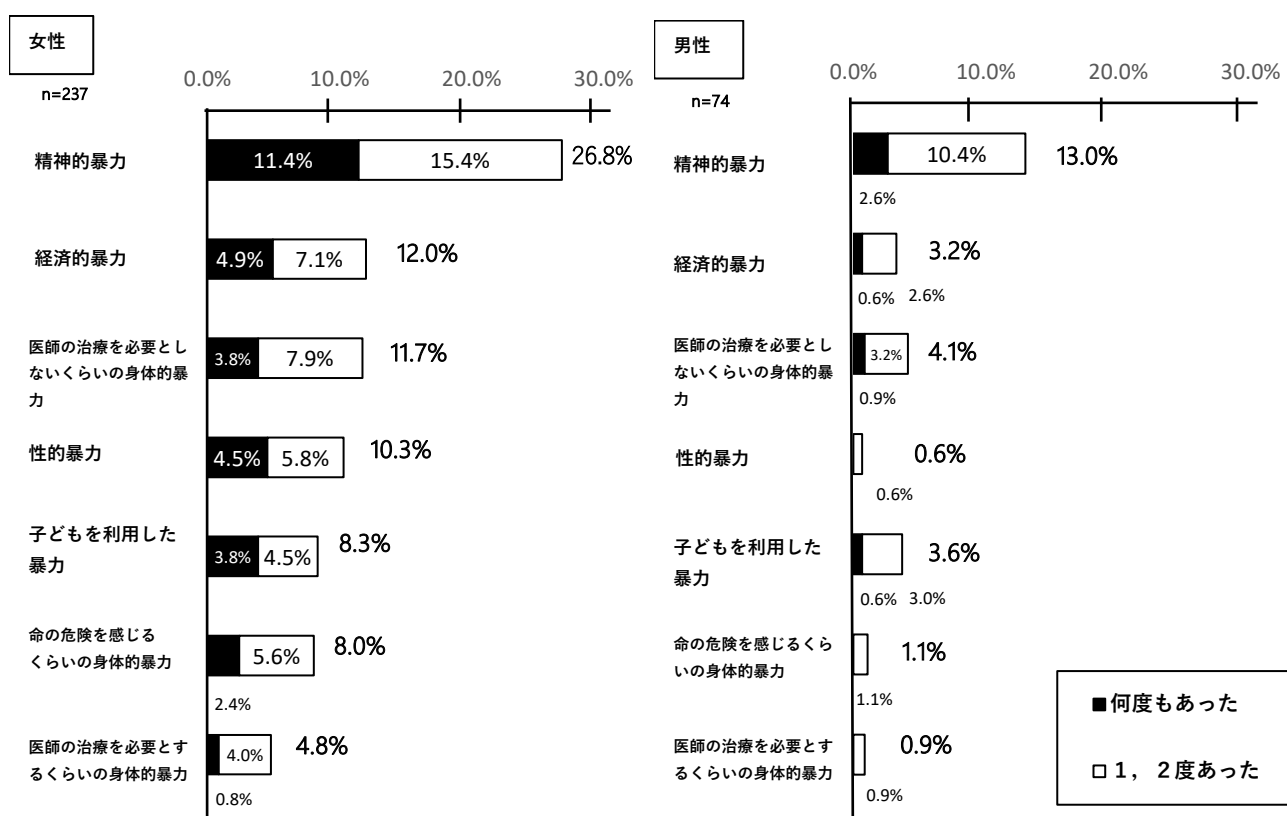
重点テーマ 3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向性(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画)

現状と課題

■市民意識調査の結果、配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力(なぐる、けるなど)」を受けたことがあると回答した女性の割合は、8.0%でした。また、すべての項目で、男性より女性の被害経験の割合が多く(図表9)、配偶者や交際相手などからの暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表9 配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験



資料：市民意識調査（令和2年）

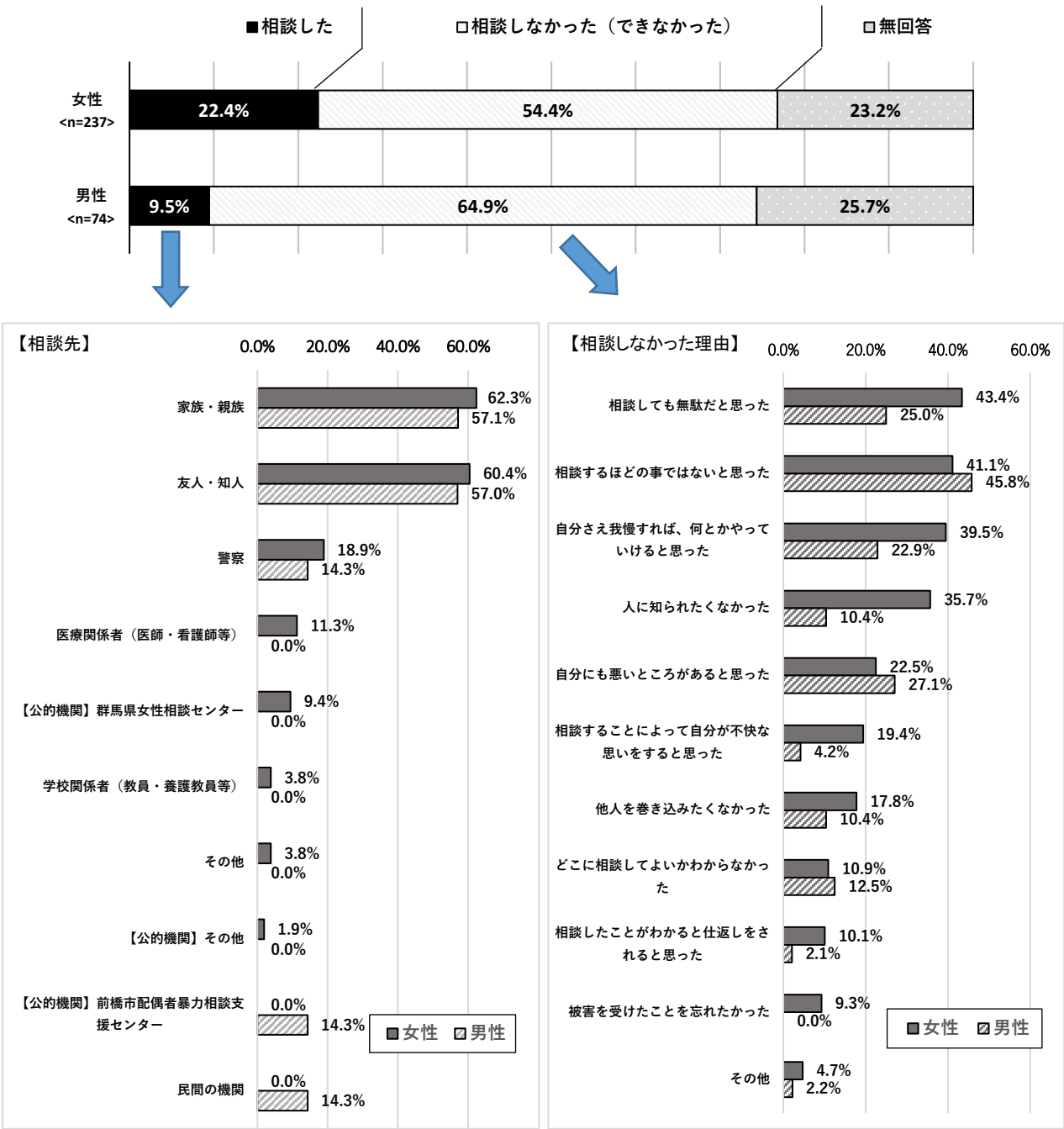
■暴力を受けた時の相談については、「相談した」が女性 22.4%、男性 9.5%にとどまり、多くの人が被害にあっても相談しておらず、相談先は「家族・親族」や「友人・知人」が圧倒的に多くなっています。相談先は「警察」「学校」「公的機関」と続きますが、公的機関に相談する人は少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「相談しても無駄だと

思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」という回答が多くなっています（図表 10）。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や交際相手などからの暴力が重大な人権侵害であるという意識が低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因と考えられます。

また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」との回答がみられることから、相談機関についてのさらなる周知が必要です。

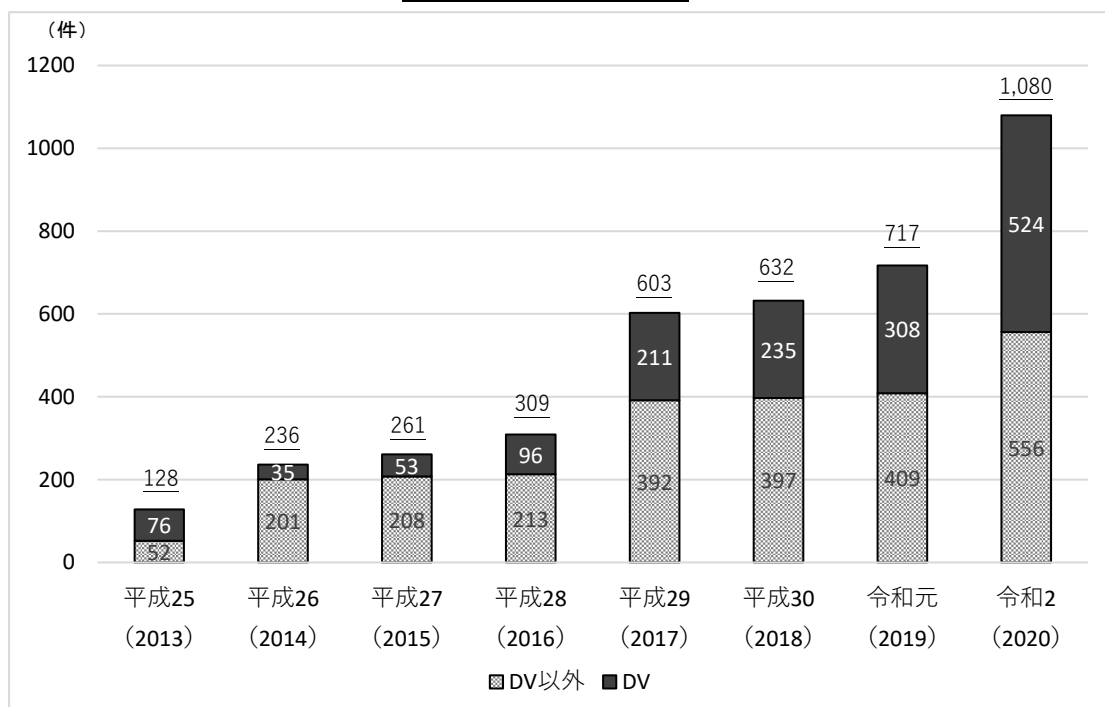
図表 10 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（令和2年度）

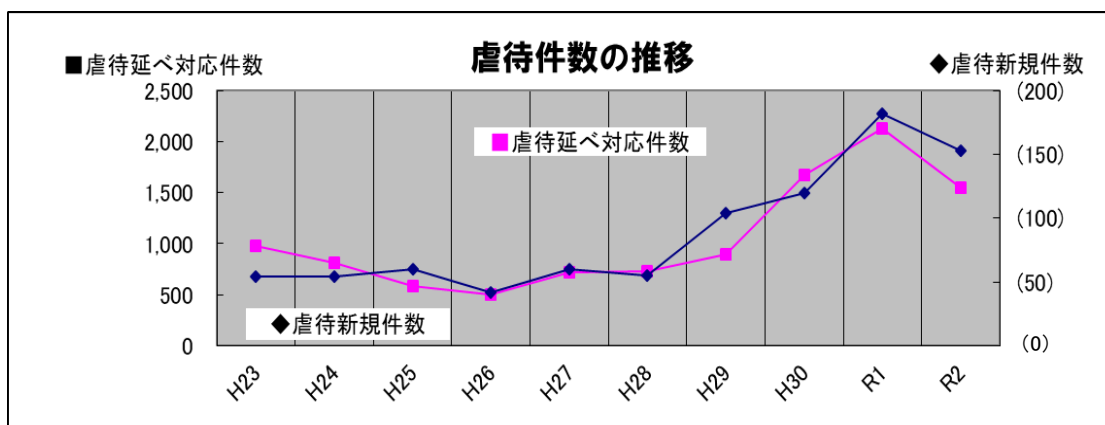
■市では、平成 29（2017）年 4 月 1 日から「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV に関する相談・支援体制の強化を図っています。相談件数は年々増加し、内容も複雑化しています（図表 11）。近年、DV と児童虐待との関連性も強く指摘されており、関係機関と連携した対策が求められます。

図表 11 相談件数の推移



資料：男女共同参画センター

図表 12 児童虐待件数の推移



資料：子育て支援課

取組方針と具体的施策

◇配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
16	D V 相 談 窓 口 の 周 知	DV 防止に関する情報提供を行います。	D V 相 談 窓口の周知 回数	相談カード 配布枚数 2,200 枚	14 回	男女共同 参画セン ター
17	D V 等 に関 する 相 談・支 援 体 制 の 充 実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。	相談員研修 受講回数	17 回	18 回	男女共同 参画セン ター
18	D V 被 害 者 支 援 関 係 機 関 と の 連 携 強 化	各分野にわたる関係機関で認識や情報を共有し、適切な支援ができるよう連携体制を強化します。	関係機関の 会議での情 報共有回数	3 回	4回以上	男女共同 参画セン ター
19	デート D V 防 止 対 策	デートDV防止に関する情報提供及び防止に向けた働きかけを行います。	デート DV に関する理 解度 (受講者アン ケート結果)	R2 未実施 R1 97%	98%以上	男女共同 参画セン ター
20	D V に関 する 各 種 施 策 と 児 童 虐 待 防 止 対 策 と の 連 携 強 化	令和元年6月にDV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、児童虐待防止対策との一層の連携強化を図ります。	児童虐待防 止関係部署 との情報共 有回数	12 回	13 回以上	男女共同 参画セン ター

施策の方向性（7）女性等に対する暴力の根絶

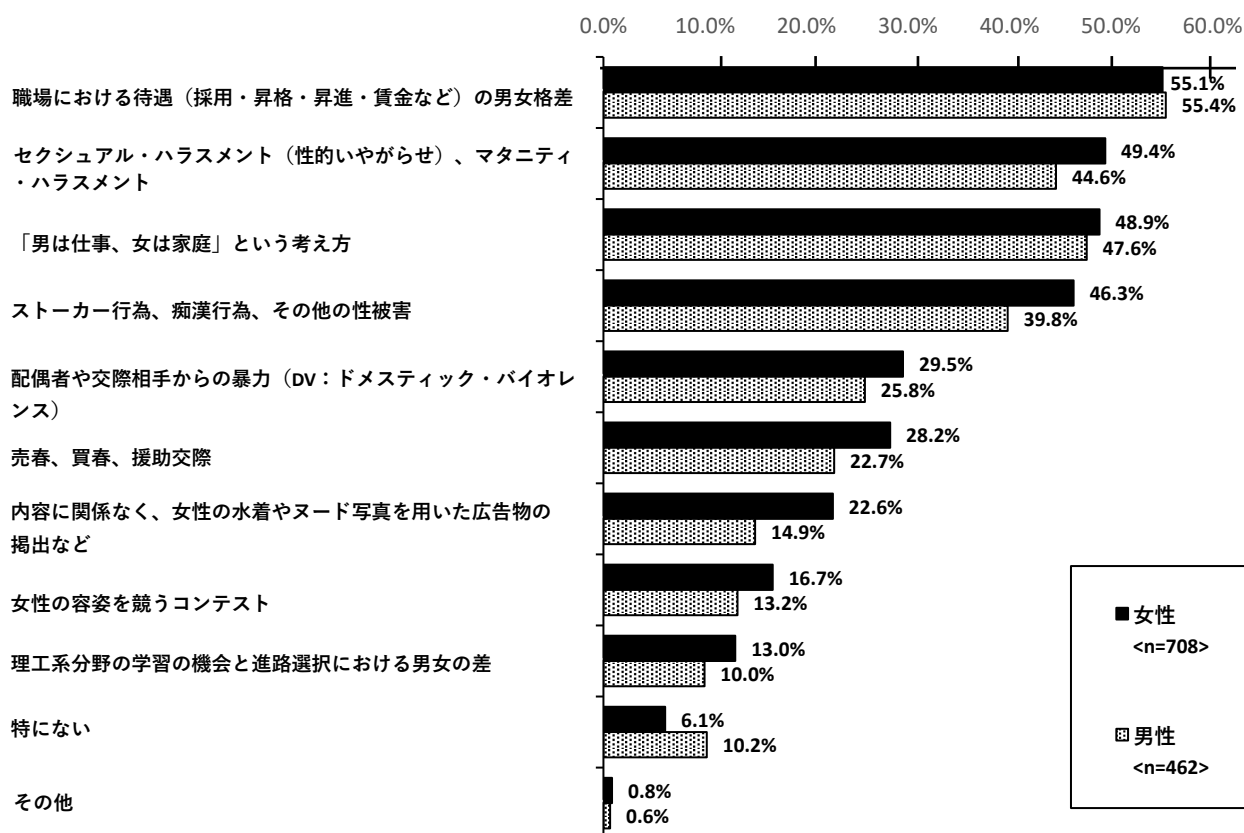
現状と課題

■女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性等に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革が欠かせません。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないと感じることは、男女とも「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」が最も多くなっています。女性に絞って見ると「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、マタニティ・ハラスメント」「男は仕事、女は家庭」という考え方」「ストーカー行為、痴漢行為、その他の性被害」の割合が4割を超えています（図表 13）。

全体に、男性より女性のほうが女性の人権が尊重されていないと感じる割合が高く、逆に「特にない」と感じる男性は女性より多くなっており、女性の人権に対する男性の認識が低いことがうかがえます。

図表 13 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査（令和2年）

■群馬県内のストーカーや配偶者からの暴力（DV）の事案認知件数は若干減少しているものの（図表 14）、ストーカーや配偶者からの暴力（DV）被害は引き続き深刻な問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。女性等に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが必要です。

図表 14 群馬県内のストーカー・配偶者からの暴力（DV）相談件数＜参考＞

（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ストーカー	356	326	283	213	278
配偶者からの暴力（DV）	914	881	789	860	882

資料：群馬県警察 群馬県の治安情勢（令和 3 年版）

取組方針と具体的な施策

◇女性等に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
21	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙や HP を通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	4 回	5 回以上	男女共同参画センター
22	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策推進	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策として相談窓口等の周知啓発に努めます。また、犯罪被害から身を守るための実践的な学習機会を提供します。	護身術講座開催回数	2 回	3 回	男女共同参画センター

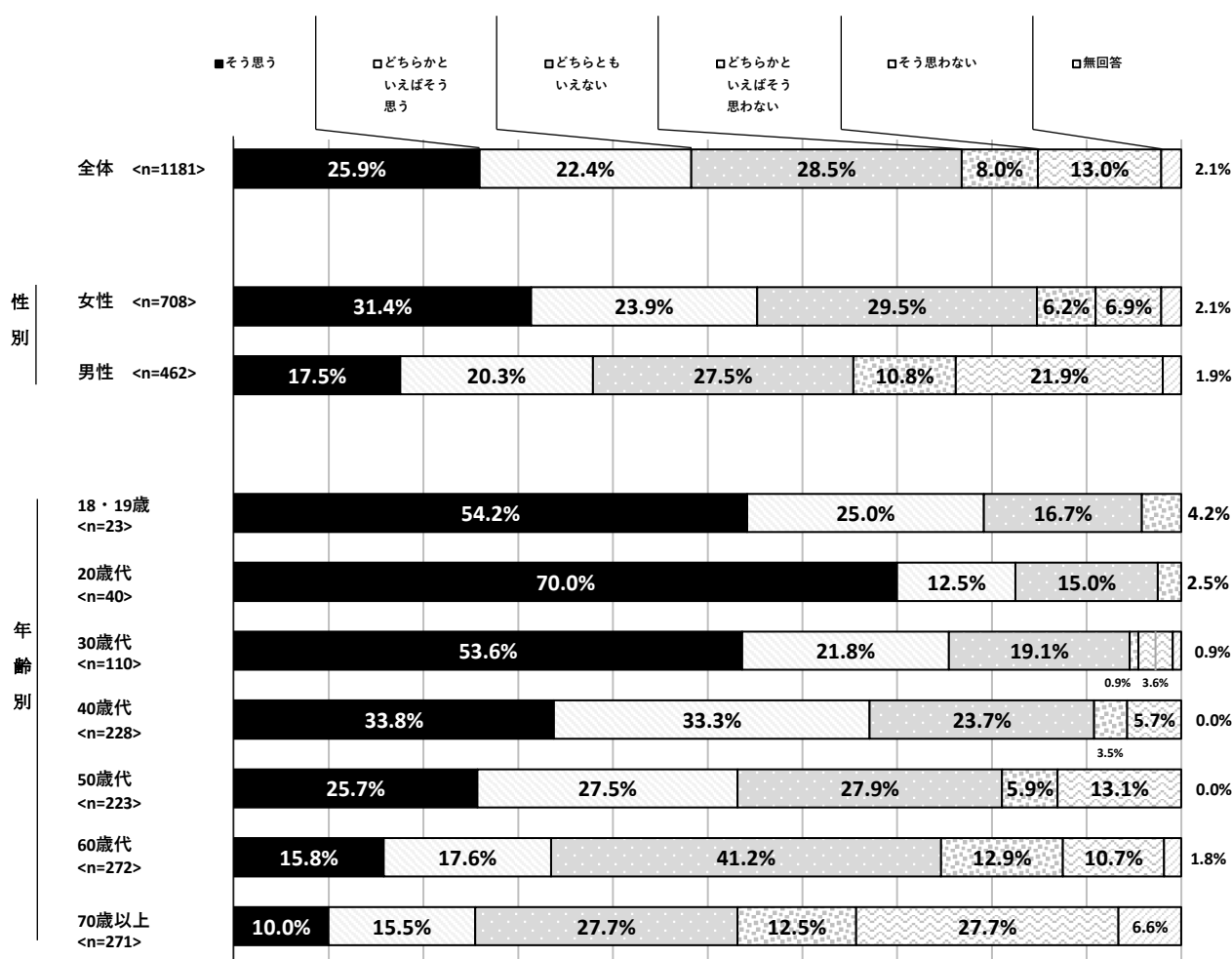
重点テーマ 4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり

施策の方向性(8) 人権と多様性の尊重

現状と課題

- 市民意識調査では、「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」という項目について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は全体で 48.3%であり、半数近くの人々が認められるべきと考えています。女性のほうが割合が高く（女性 55.3%、男性 37.8%）、年代別に見ると 10～30 歳代では7割以上が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えているのに対し、70 歳以上では 25.5%にとどまっています。
- 近年、LGBTQなどの性的少数者についての社会的認知が進み、性の多様性を認め合い、誰もが生きやすい社会の実現が求められています。本市としても、人権や性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりに向けた取組を行っていきます。

図表 15 「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」について



取組方針と具体的施策

◇すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

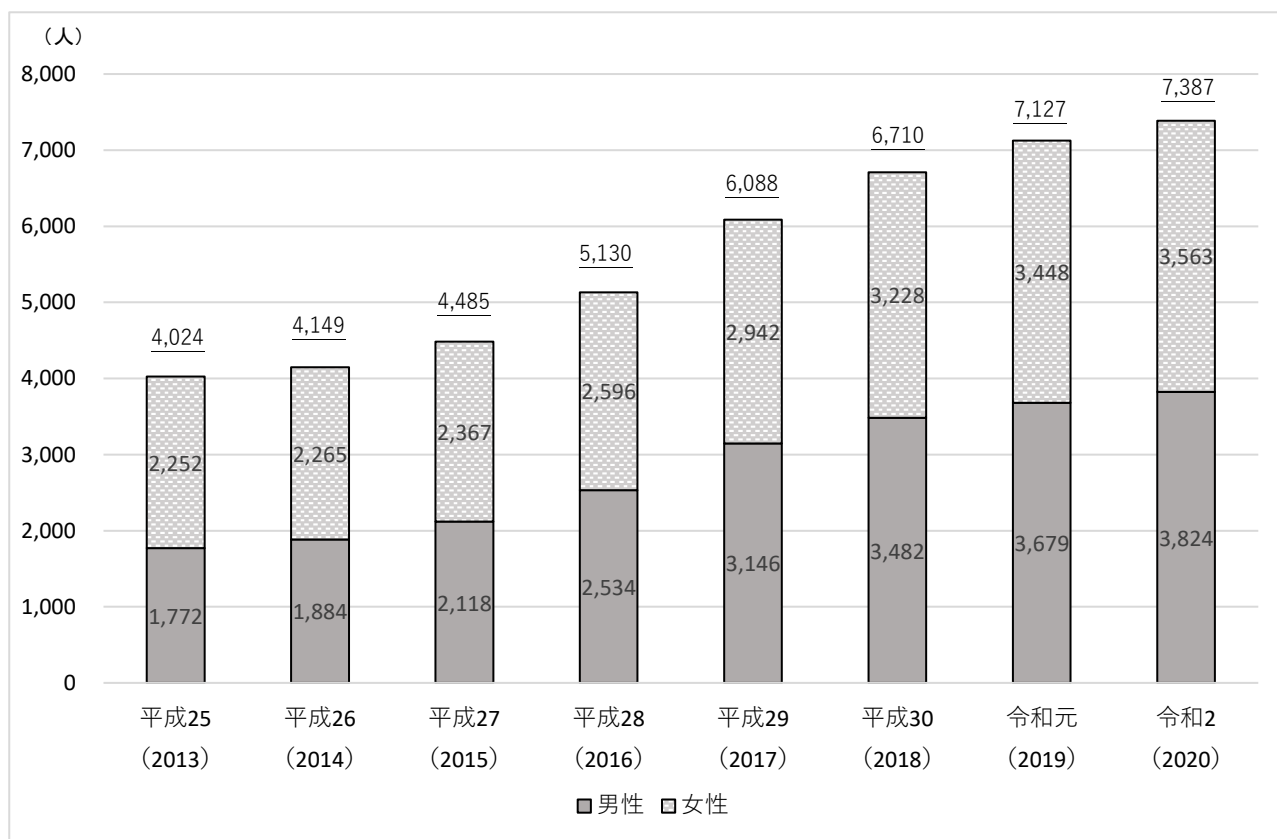
	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
23	人権尊重における 男女共同参画の取組	市の各所管部署において実施する人権教育等において、男女共同参画に関する情報提供を図るとともに、効果的な取組に向けた働きかけを行います。	情報提供回数	1 回	2 回	男女共同参画センター
24	性の多様性の尊重	多様な性についての人権を尊重し、講習会の開催等により情報提供を行い、多様性を認めるための働きかけを行います。	性の多様性に関する講習会等の内容の理解度（実施時のアンケート結果）	—	80%以上	生活課

施策の方向性（９）多文化共生の促進

現状と課題

- 国際化の進展により、本市も外国人が増加してきており、令和元年には7,000人を超え（図表16）、国籍も様々です。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 在住外国人が言語や風俗、習慣等の違いから、日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 16 前橋市の外国人の推移



※各年 12 月末時点の人数
資料：市民課

取組方針と具体的施策

◇異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。

◇外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障をきたさないよう支援します。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
25	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	国際理解講座及び各国料理教室の開催回数	7回	10回	文化国際課
			国際理解及び国際交流事業実施回数	1回 (117人)	5回	生涯学習課
26	在住外国人支援事業等の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数 ②日本語教室の参加者数 ③生活情報の提供言語数	①週2回 ②128人 ③6か国語	①週2回 ②250人 ③6か国語	文化国際課

重点テーマ 5 生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の方向性(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進

現状と課題

- 女性も男性も互いの性を十分に理解し合い、尊重し合って生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上で大切なことです。特に、女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。
一方、市民意識調査の結果では、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の認知度は10%にも届かず、低い水準となっています。
- 全国的にみても子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表 17）。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されております。これらのことを踏まえて、女性の心と体の健康づくりを年代に応じて総合的に支援していくことが求められます。

図表 17 がん検診の受診率の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
子宮頸がん	15.2%	15.5%	12.4%
乳がん	16.6%	17.1%	13.3%
胃がん	17.2%	17.0%	13.2%
大腸がん	20.4%	20.4%	16.8%
肺がん	23.4%	23.6%	19.3%
前立腺がん	22.9%	22.8%	18.9%

※対象者は市内に居住する 40 歳以上の人。ただし子宮頸がん検診にあっては 20 歳以上の女性、乳がん（甲状腺）検診にあっては 40 歳以上の女性、前立腺がん検診にあっては 50 歳以上の男性

資料：前橋の市政概要（令和元～3年度）

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994 年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフサイクルを通して権利としてとらえる概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。

「リプロダクティブ・ヘルス」

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

「リプロダクティブ・ライツ」

自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のこと。「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」という言葉は、当事者である女性自らが自己決定することを表している。

取組方針と具体的施策

◇ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

◇母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
27	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健教育を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に対する研修会等の開催	0 回	1 回	教 育 委 員 会 総 務 課
28	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査助成事業を推進するとともに、不妊・不育治療費助成事業を行います。 また、産後の支援事業の充実も図ります。	届出時健康相談実施状況	100%	100%	子 育 て 支 援 課
29	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上 ①子宮頸がん ②乳がん	①24.0% ②28.5%	①30% ②30%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV 検査を実施します。	HIV 検査の実施数	0%	予約可能数の80%	保健予防課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進の働きかけの回数	1 回	3 回	男女共同 参画セン ター

※No.29「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組」の指標「検診受診率の向上」に使用している数値は、「地域保健報告」（厚生労働省）に報告している数値です。受診率の算定対象年齢を74歳までとして計算しています。

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷
「当該年度の対象者数」×100

重点テーマ 6 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向性(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進

現状と課題

■防災の分野では、東日本大震災や九州北部豪雨のような大規模な地震・風水害等の経験から、避難所運営等の課題が明らかとなり、防災・復興に関する意思決定への女性参画の必要性が指摘されています。男女それぞれが災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災や災害に強い社会の実現にとって不可欠です。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月内閣府)等に基づき、防災・危機管理担当部局と男女共同参画センターが連携し、平常時から備えていくことが大切です。現在、市においても、指定避難所に女性用更衣室や授乳スペースなど女性専用スペースの設置と生理用品などの女性専用品の備蓄が進められていますが、今後さらに地域の自主防災組織などへの女性参画を強力に推進していく必要があります。

図表 18 防災会議に占める女性の割合(令和2年4月1日現在)

〈都道府県防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
全国	2,932	471	16.1
群馬県	48	6	12.5

〈市町村防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
前橋市	33	5	15.2

資料:「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム手引書(内閣府)

取組方針と具体的施策

◇男女共同参画の視点に立って防災体制を整備します。

◇平常時から、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する情報提供・啓発を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
30	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	全自治会へ送付する防災訓練意向調査、防災週間等の広報まえばし、自主防災リーダー研修会時に避難所等における女性配慮や男女共同参画の視点に立った取り組みや自主防災活動への女性参加を促す情報を掲載し、自主防災活動への女性の参画を促します。	自主防災活動への女性の参画を促す情報の提供	1 回	3 回	防 災 危 機 管 理 課
		各種イベントにてPRブースを出展し、入団促進を図ります。 全国女性消防団員活性化大会への参加を促し、研修及び意見交換を行います。 市内大学と連携し、学生女性消防団員の入団促進を図ります。 本市消防団の公式SNSを活用し、在籍している女性消防団員を取り上げてPR活動を行い、女性の入団促進を図っていきます。	女性消防団員数	19 人	25 人	消 防 局 (総 務 課)
31	男女共同参画の視点による防災・災害対応の情報提供	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応について情報提供を行います。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2 回	3 回	男女共同 参画セン ター

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

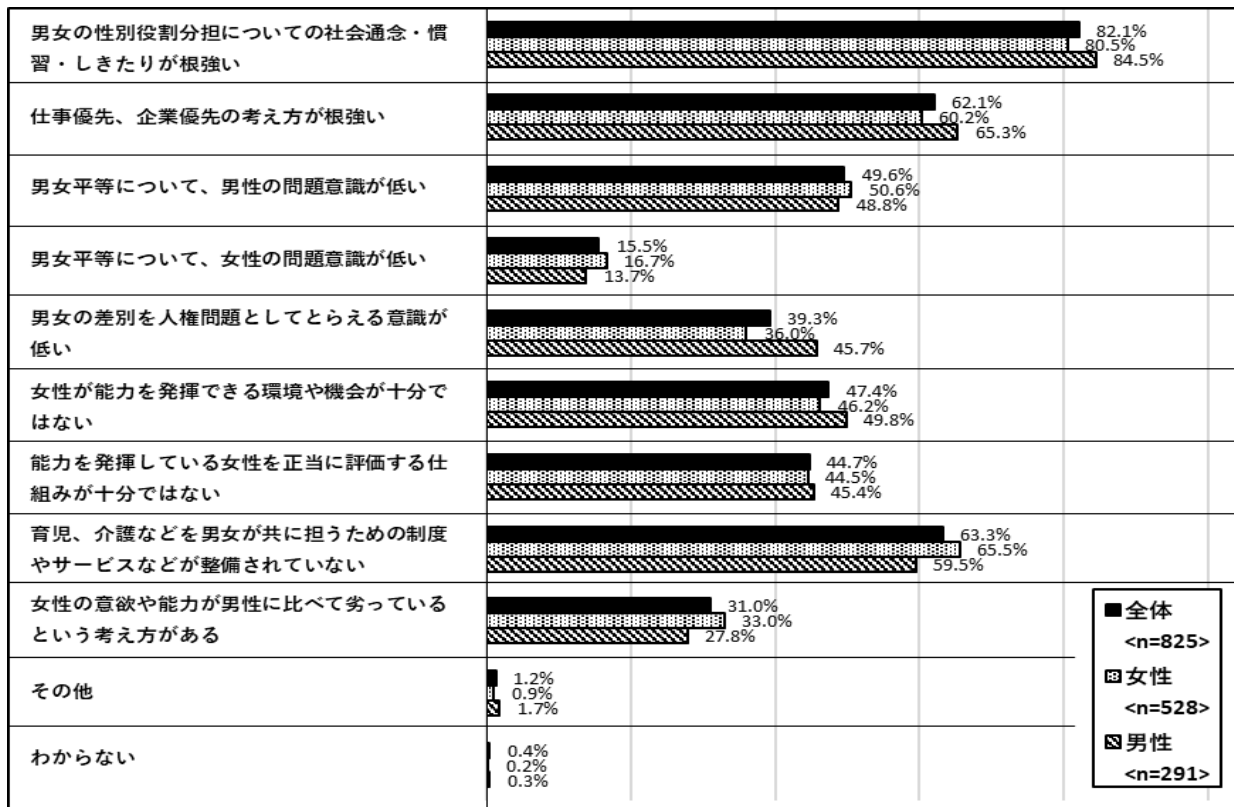
重点テーマ 7 固定的な性別役割分担意識の解消

施策の方向性(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます。男性に対する働きかけを工夫し、「男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである」ということを理解できるようにすることが大切です。
- 社会全体で男性が優遇されていると感じている市民は 69.9%にのぼりますが、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 80.5%、男性 84.5%と男女ともに第1位にあがりました（図表 19）。社会通念・慣習・しきたりなどで「男性優遇」とする市民は、前回調査より増え、男女とも 70%を超えています。家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。

図表 19 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（令和2年）

なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業優先の考え方が根強い」（女性 60.2%，男性 65.3%）となっていることから、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど、働きかけを行う必要があります。

取組方針と具体的施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。
◇性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
32	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日的テーマを捉えながら、男女共同参画に関する情報提供を行います。	①情報誌「新樹」の発行部数 ②「新樹」を活用した情報提供回数	①149,500部 ②1回	①3,000部 ②5回	男女共同参画センター
33	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識を把握します。	「男女共同参画社会」という用語に対する市民の認知度	48.9% (R2 市民意識調査結果)	70%	男女共同参画センター
34	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員周知回数	1回	1回	秘書広報課
			男女共同参画に関する表現の周知回数	2回	3回	男女共同参画センター
35	男女共同参画に関するセミナー等の実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるため、セミナー等の開催により、学習機会の場を提供します。	セミナーの満足度（受講後アンケートを実施し、「大変よかった」「よかった」の合計）	セミナー受講者数 84人	90%	男女共同参画センター
36	ジェンダー平等の推進に関する啓発及び情報発信	ジェンダーに関する出前講座等により、市民に学習機会を提供します。 また、男女共同参画に関する意識やニーズを把握するため、市民意識調査を行います。	受講者アンケート満足度	ジェンダーに関する出前講座開催回数 1回	100%	男女共同参画センター

※No.32「情報誌・リーフレット等による情報提供」の指標となっている情報誌「新樹」は、令和3年度から市広報への折込み廃止により発行部数が減少しましたが、広報への記事掲載等のため、情報提供回数は増えています。

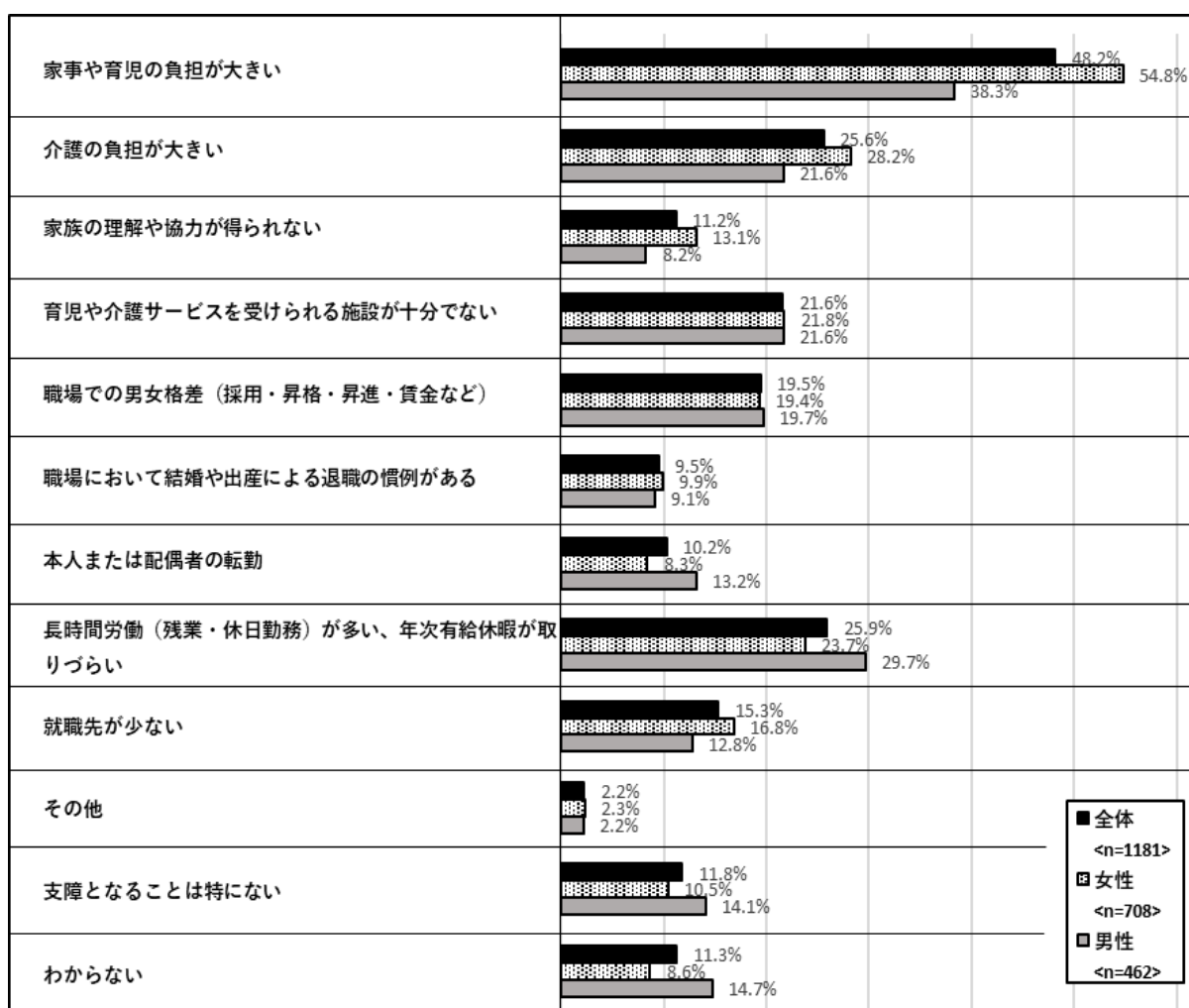
重点テーマ 8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

施策の方向性(13) 子育て家庭への支援

現状と課題

■働く上での支障について、「家事や育児の負担が大きい」48.2%(女性 54.8%、男性 38.3%)の項目が男女とも最も高くなっています。女性については、「介護の負担が大きい」が 28.2%と続き、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている様子がうかがえます。(図表 20)

図表 20 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査(令和2年)

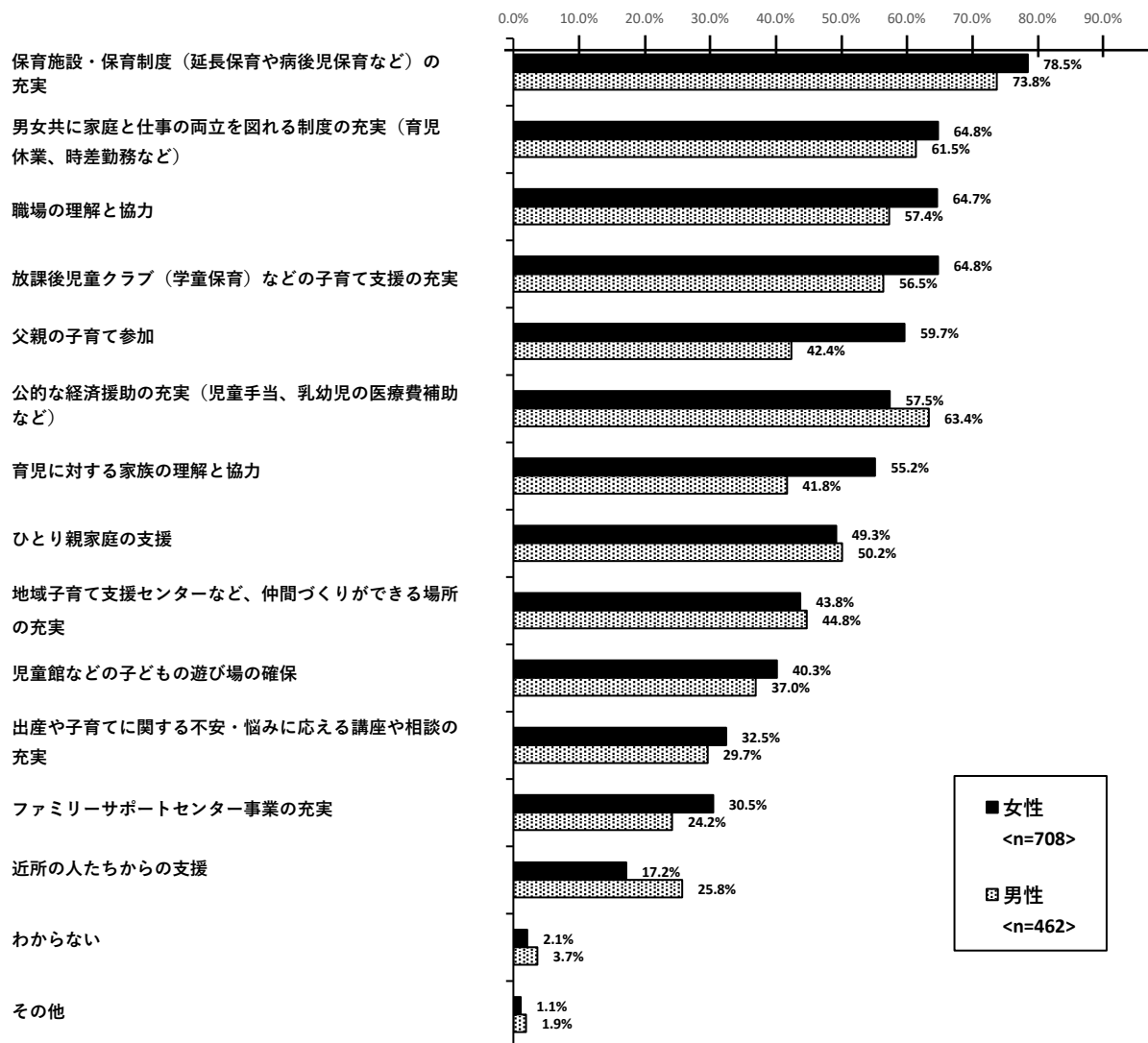
■平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1時間20分」、女性は「4時間02分」で、夫婦の就業形態別でも、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で変わりありません(図表 21)。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約4倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。家庭生活での男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 21 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

		共働き	準共働き	非共働き
全体	2 時間 42 分	3 時間 09 分	3 時間 13 分	3 時間 55 分
女性	4 時間 02 分	4 時間 08 分	4 時間 30 分	5 時間 39 分
男性	1 時間 20 分	1 時間 22 分	1 時間 03 分	1 時間 13 分

■子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後児保育など）の充実」が最も多く、次いで「男女共に家庭と仕事との両立を図れる制度の充実（育児休業、時差勤務など）」、「職場の理解と協力」が続いています。なお、女性では「放課後児童クラブ（学童保育）などの子育て支援の充実」「父親の子育て参加」が続いています（図表 22）。男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、保育サービス等子育て環境の充実を図ることと、男性の育児参加を後押しする取組が求められています。

図表 22 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

■新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用環境が悪化しており、非正規雇用従事者の多い女性がその影響を受け、母子家庭が貧困に陥りやすい状況にあります。

女性が置かれている状況やその背景にある課題への理解を広めながら、男女共同参画の視点に立って支援の充実を図るとともに、相談窓口の周知や情報提供などを通じて、ひとり親家庭などが安心して生活できる環境づくりが求められています。

取組方針と具体的施策

◇安心して子どもを育てられる環境を整えるため、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

◇男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
37	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	3 回	6 回	子育て施設課
38	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、体調不良児保育、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	138	144	子育て施設課
39	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	①ファミリー・サポート・センター登録会員数 ②ファミリー・サポート・センター年間利用者数	①1,756 人 ②5,782 人	①1,511 人 ②5,384 人	子育て施設課
40	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ設置数	78 クラブ	87 クラブ	子育て施設課
41	ハローベビークラスの開催	妊娠中に出産や子育てについての知識や育児手技を習得し、家族でスムーズに育児ができるようハローベビークラスを開催します。	ハローベビークラス家族等参加率	32.4%	40%	子育て支援課

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
42	子育て支援の充実 及び男性の利用の 促進	地域子育て支援拠点事業、乳 幼児の育児支援事業、幼児教育 センター事業の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促 進します。	① 地域子育 て支援セン ター利用者 数 ② 元気保育 園利用者数 ③ 認定こど も園の子育 て支援事業 (利用者数)	①43,904 人 ②1,982 人 ③14,978 人	①85,463 人 ②5,392 人 ③39,069 人	子育て 施設課
			離乳食講習 会・ステッ プアップも ぐもぐ教室 の家族等参 加率	新型コロナウ イルス蔓延防 止のため参加 人数の制限に より、家族の 参加はなし。 令和元年度参 考値約10%	20%	子育て 支援課
43	子育て相談体制の 充実及び男性の利 用の促進	各施設の子育て相談、就学・発 達相談体制の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促 進します。	家庭児童相 談・こども 発達支援相 談件数	①3,475 件 ②1,358 件	①2,500 件 (家庭) ②1,450 件 (こども発 達支援セン ター)	子育て 支援課
			相談対応に おける合意 形成の割合	100%	100%	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			教育相談同 意できた割 合	100%	100%	総合教育 プラザ(特 別支援教 育室)
44	子育て・親子支援 講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活 動への参加を促すため、男性の 育児参加の促進も含め、性別に 関わりなく、誰もが参加しやす い「子育て・親子支援」をテー マとした講座を開催します。	子育て・親 子支援講座 開催回数及 び延べ参加 人数	144 回	200 回 2,500 人	生涯学習課

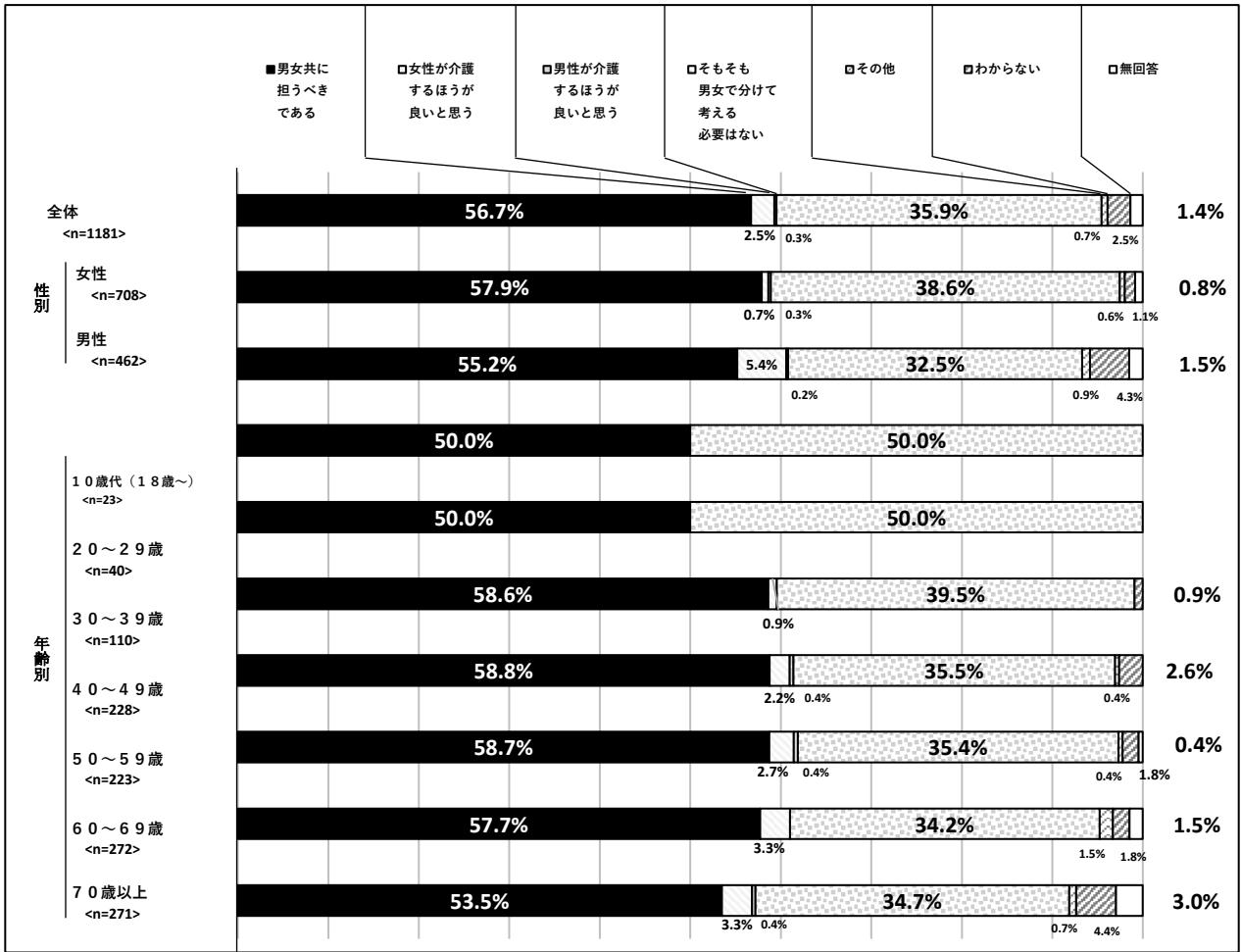
※No.42「子育て支援の充実及び男性の利用の促進」の指標②にある「元気保育園」とは、妊婦や子育て中の親子（3歳までの子どもを育てていて保育所等に預けていない人が対象）が、希望する保育所（園）に登録し、子育て支援サービスを受ける事業のことです。

施策の方向性(14) 介護者への支援

現状と課題

■市民意識調査で、介護についてどのように思うか聞いたところ、「男女共に担うべきである」が6割近く、「そもそも男女でわけて考える必要がない」が3割を超えました（図表 23）。社会全体で介護を担うことや、性別にかかわらず担うことを支援するための多様なサービスの充実を図ります。

図表 23 介護に対する意識



資料：市民意識調査（令和2年度）

取組方針と具体的施策

◇家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
45	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	介護基盤の整備量	3,411 人	3,617 人	長寿包括ケア課
46	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	地域ケア会議の開催数	90 回	150 回	長寿包括ケア課
47	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	①介護予防サポーター登録者数 ②認知症サポーター登録者数 ③介護予防活動ポイント登録実人数	①・②計 26,744 人	①介護予防サポーター登録者数（累計） 1, 530 人 ②認知症サポーター登録者数（累計） 31,700 人 ③介護予防活動ポイント登録実人数 1,650 人	長寿包括ケア課
48	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業（日帰りショートステイを含む）の延利用人数	11,334 人	12,000 人	障害福祉課

※No.45「介護サービスの充実」の指標「介護基盤の整備量」は、特別養護老人ホーム等の入所定員総数です。

重点テーマ 9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

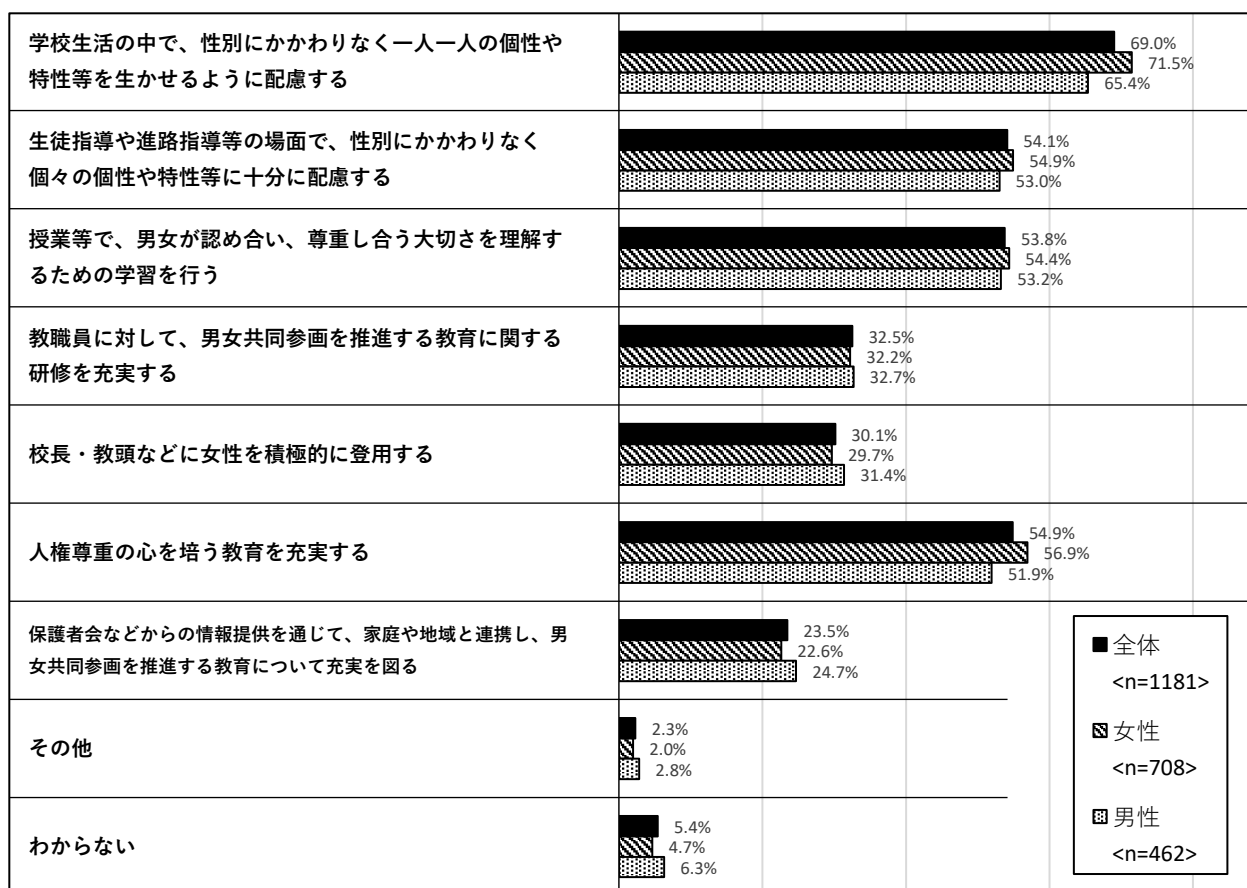
施策の方向性(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

現状と課題

■学校教育で重要なこととしては、「学校生活の中で、性別にかかわらず一人一人の個性や特性を生かせるように配慮する」が最も多くなっています。

学校は、未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を担っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 24 学校教育で重要なこと



資料：市民意識調査（令和2年）

取組方針と具体的施策

◇一人一人の子どもが性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
49	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施回数	5 回 (出前講座を含む)	2 回以上	総合教育プラザ
50	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	ケータイ教室での講習内容を自らの課題として捉えている受講者の割合(4 段階評価の上位 1 位の割合)	83.5%	85%	青少年課

施策の方向性(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進

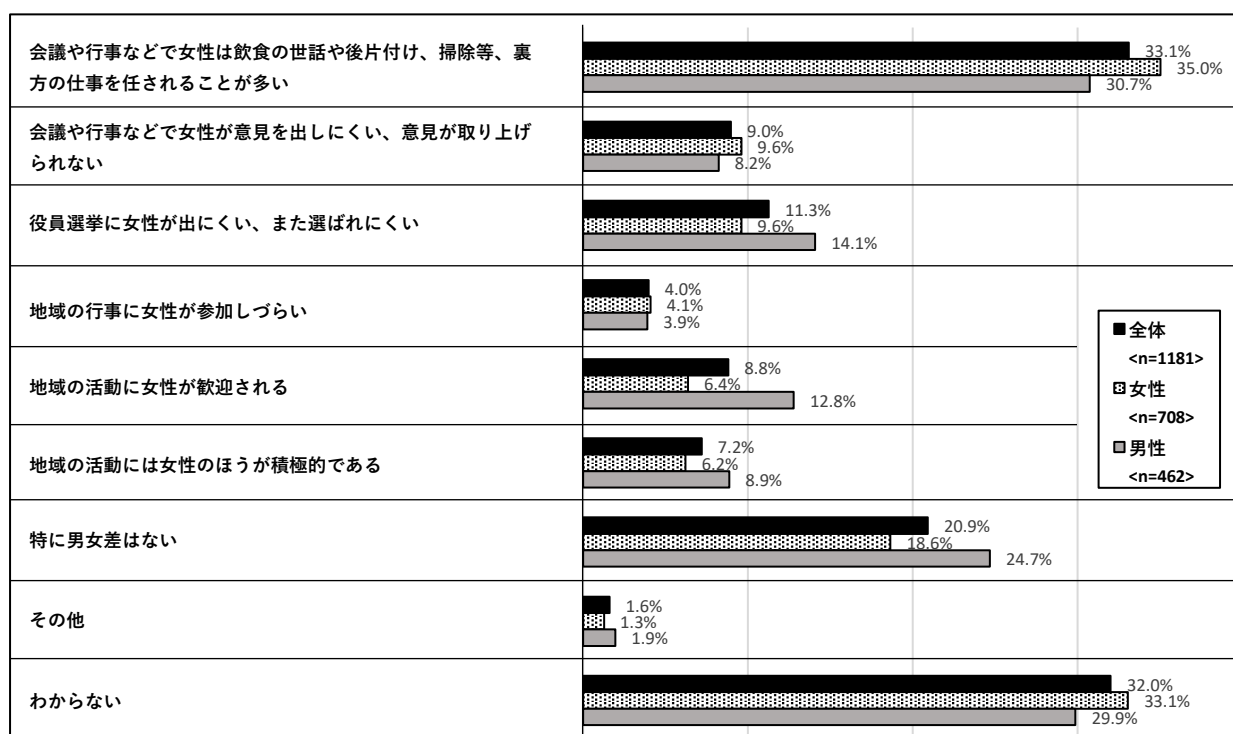
現状と課題

■市民意識調査の結果から、【社会全体】で男性が優遇されている原因は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が最も多い回答でした。地域や家庭などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。

■市民意識調査で、自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が最も多い回答となりました。一方で、「特に男女差はない」との回答が続いていますが、男女別にみると、男性は24.7%、女性は18.6%と、感じ方に「男女差」がみられます(図表25)。この「男女差」は、男性も女性も前回調査からあまり変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。

現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります。

図表 25 地域活動での状況

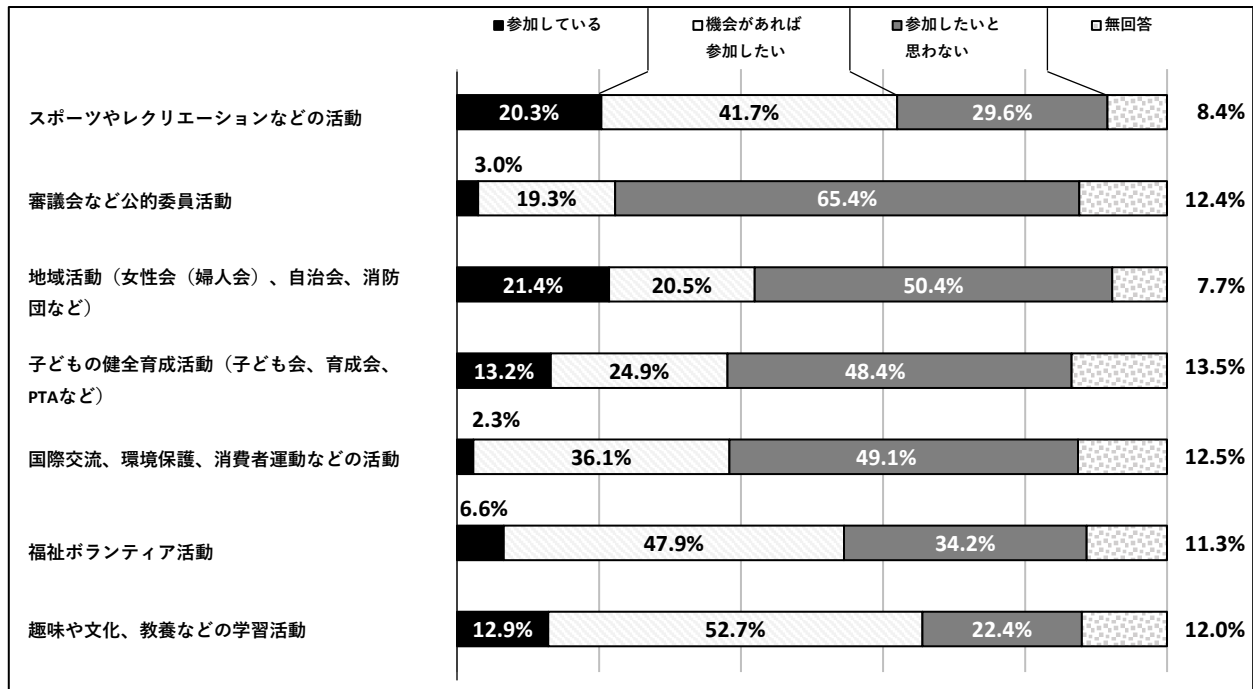


資料：市民意識調査（令和2年）

■現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.3%)、「地域活動（女性会（婦人会）、自治会、消防団など）」(21.4%)、「子どもの健全育成活動（子ども会、育成会、PTA など）」(13.2%)で、機会があれば参加したいものとしては、「福祉ボランティア活動」、「趣味や文化、教養などの学習活動」があがっています(図表26)。社会参加す

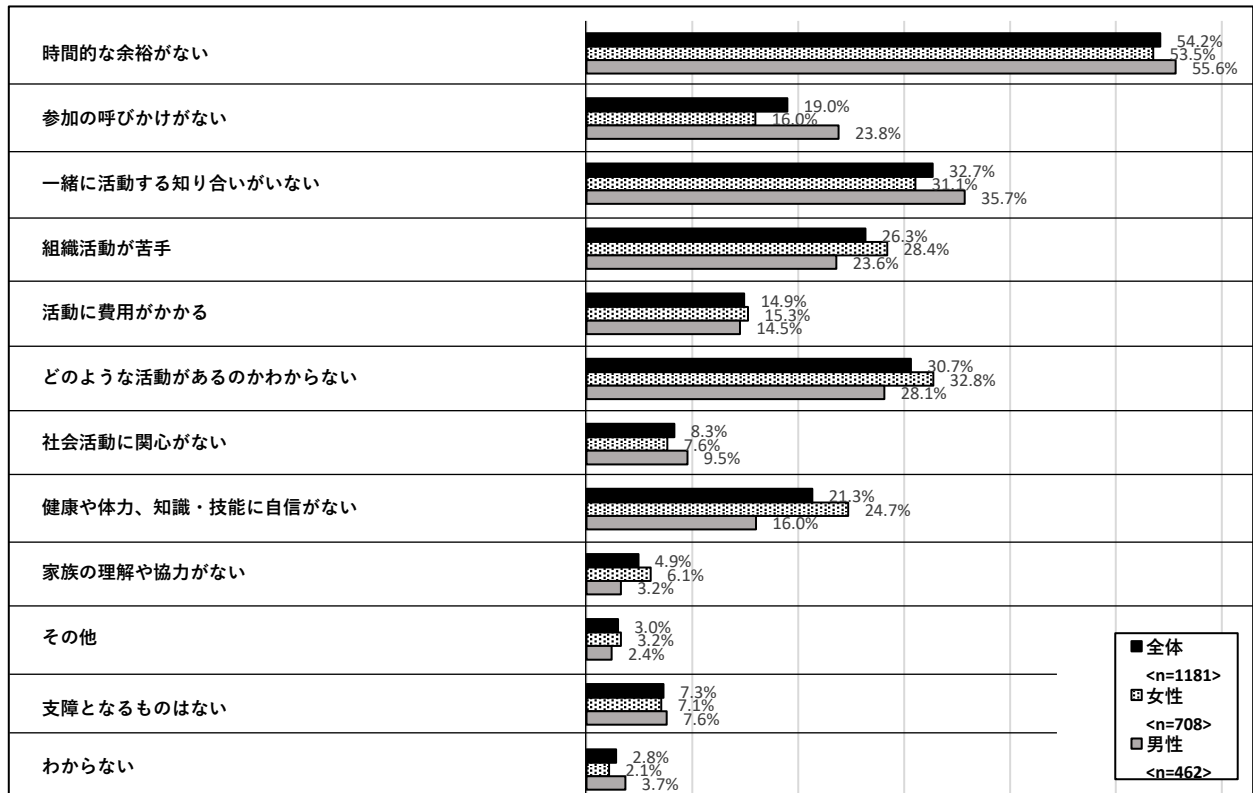
る上で支障になる要因として、54.2%が「時間的な余裕がない」をあげています。女性は「どのような活動があるのかわからない」、男性は「一緒に活動する知り合いがいない」が続いています。（図表 27）。

図表 26 社会参加活動について



資料：市民意識調査（令和2年度）

図表 27 社会参加活動の参加で支障となるもの



資料：市民意識調査（令和2年度）

取組方針と具体的施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

◇男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
51	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	男女共同参画に関する ①公民館報記事掲載件数 ②事業実施回数・延べ参加人数	①掲載率 25.0% ②3回 37人	①50件 ②5回 50人	生涯学習課
52	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	19%	25%	生活課
53	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	女性 PTA 会長の割合	17%	25%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	50%	50%	青少年課
54	市民活動の促進支援	市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	Mサボ利用者アンケートによる満足度	86.2%	90%	生活課



第 5 章 推進体制

1. 市民・事業者・団体等との連携

男女共同参画社会の推進には、家庭や地域社会、学校、職場などあらゆる分野で、多くの個人や組織が連携を図りながら取り組む必要があります。

市民や事業者、各種団体等がそれぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に取り組んでいけるよう、積極的に本計画の周知を図るとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

2. 庁内推進体制の整備

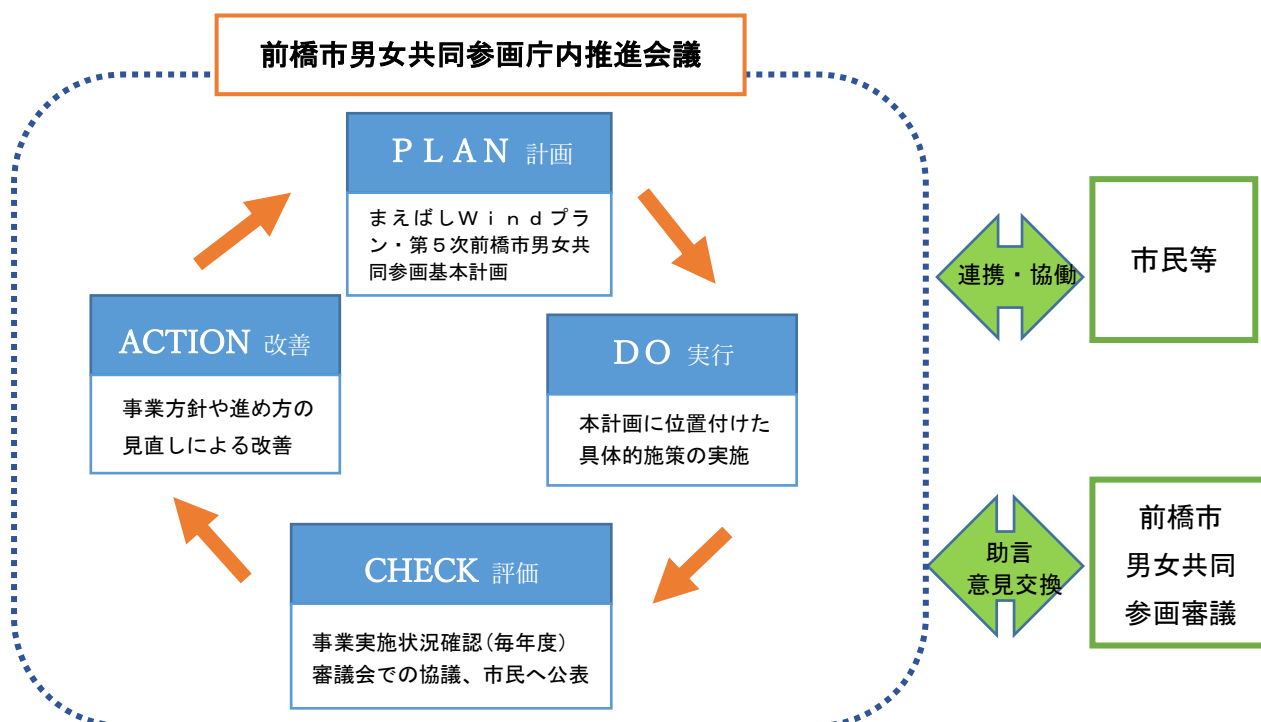
- ・本市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する「男女共同参画庁内推進会議」により、全庁的な男女共同参画の推進に取り組みます。
- ・庁内推進会議の下部組織として、「ネットワーク会議」を置き、本計画に位置づけた施策を着実に実施します。
- ・行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、社会情勢や社会的課題をテーマとした「職員意識啓発研修会」を開催し、職員の男女共同参画への更なる理解や意識の向上を図ります。また、様々な機会を利用し、全職員に向けた男女共同参画に関する情報提供を行います。

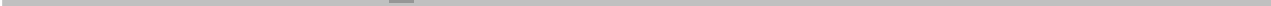
3. 計画の進行管理

計画の実効性を高めるためには、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくことが求められます。

このことから、本計画では、計画(PLAN)→実行(DO)→評価(CHECK)→改善(ACTION)という、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、毎年度の実施状況は市ホームページ等で公表します。





資料編

1. まえはしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画策定経過

年 月	市 民	男女共同参画審議会等	市 (事務局、庁内推進会議、ネットワーク会議)
令和2年	・9月1日～28日 男女共同参画に関する 市民意識調査実施 ・審議会会議録の公表	・男女共同参画審議会 (市民意識調査の実施) ・審議会学識委員(市民意識調査アドバイザー)による講評作成	・ネットワーク会議開催 (書面開催・市民意識調査実施に関する検討)
令和3年 3月		29日 ・男女共同参画審議会 (市民意識調査の結果概要、次期計画の 策定予定)	・市民意識調査報告書及び概要版 作成
4月			・次期計画策定についての基本方針 決定 ・庁内推進会議及びネットワーク会議 メンバー選出
5月	・審議会会議録の公表		
6月	男女共同参画に関する 市民意識調査の結果公 表		29日 ・ネットワーク会議 (策定スケジュール、体系案確認)
7月		7日 ・審議会委員委嘱式 ・男女共同参画審議会 (策定の流れ、スケジュール) ・市長から「第5次基本計画策定に関する 諮問」	・施策担当課での第四次計画の総括 及び次期計画への具体的施策検討 に関する調査
8月			・上記調査とりまとめ ・計画素案調整
9月	・審議会会議録の公表		・計画素案作成
10月		(5～18日書面開催) ・男女共同参画審議会 (総括調査報告、体系案確認)	21日 ・ネットワーク会議 (総括調査報告、体系案確認、計画素 案確認)
11月	24日 ・パブリックコメント実施 (12月20日まで)	24日 ・男女共同参画審議会 (計画素案確認)	4日 ・庁内推進会議 (体系案、計画素案確認)
12月	・審議会会議録の公表		・パブリックコメント結果まとめ
令和4年 1月	・パブリックコメント結果 公表		・計画素案の修正
2月	・審議会会議録の公表	16日 ・男女共同参画審議会(計画素案、答申の 確認) 25日 ・市長へ「基本計画策定に関する答申」	・計画素案完成 ・庁内推進会議 (計画素案の最終確認)
3月	・審議会会議録の公表		・計画策定
4月(予定)	・計画書の公表		

2. 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

(敬称略 令和3年7月1日現在)

区分	氏 名	職 業 ・ 所 属 等
学識経験者	まえだ ゆ み こ 前田 由美子	共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター研究員
	しんどう けい 新藤 慶	群馬大学共同教育学部 准教授
	とくしま り え 徳島 里絵	弁護士
関係機関・関係団体代表	しのだ こういち 篠田 幸一	群馬労働局 雇用環境・均等室長
	ごとう えりこ 後藤 恵里子	NPO法人ウィメンズウィルぐんま 理事長
	わさだ さちこ 和佐田 幸子	前橋商工会議所女性会 理事
	たけうち ゆ き 竹内 友紀	前橋市私立保育園長連絡協議会
	ほしの みちほ 星野 三智保	NPO法人エンパワメントぐんま 代表理事
	やじま てるお 矢嶋 照雄	前橋市国際交流協会 在住外国人支援部会長
	ふるの にしき 古野 式識	群馬大学共同教育学部 学生
	ままだ ひさな 間々田 久渚	セクシュアルマイノリティ支援団体ハレルワ 代表
	さくらい けいいち 櫻井 啓一	前橋市人権擁護委員
市民代表	けんもち しおり 剣持 汐里	公 募
	すみや ま き 住谷 真希	公 募
	おかだ みさき 岡田 実咲	公 募

3. まえばし男女共同参画推進条例

平成15年3月28日

条例第1号

改正 平成18年3月29日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条—第10条）

第3章 推進体制等（第11条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。

前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある21世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合

的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策又は方針の立案からその決定までのすべての意思決定の場に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、市、市民及び事業者の相互の協力と主体的な取組により行うよう配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われなければならない。

(平18条例7・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、必要に応じ、市民、事業者、国、県等と相互に連携し、及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・

ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、男女共同参画の推進を阻害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる事項を基本として施策を講ずるものとする。

- (1) 教育の場における男女共同参画を推進するための必要な措置及び支援を行うよう努めること。
- (2) 市民の育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動との両立のための支援を行うよう努めること。
- (3) 男女が互いに性について理解を深め、思春期、妊娠・出産期その他の生涯にわたる心身の健康を保持するための支援を行うよう努めること。
- (4) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画の機会の拡大を図るよう努めること。
- (5) 男女共同参画を推進するための調査研究を行うとともに、市民及び事業者に情報の提供を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第13条に規定する前橋市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施

策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(相談等)

第11条 市は、市民又は事業者からの性別による権利侵害その他の男女共同参画に関する相談に応じ、必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、その市民又は事業者を支援するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、学習その他の活動の拠点となる場の確保に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画推進施策の実施状況に関する事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

4 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画推進施策調査委員)

第14条 市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、市長に、前項の規定による調査の

結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、助言し、又は改善のための意見を述べることができる。

3 市長は、前項の報告、助言又は改善のための意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4章 雑則

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項（審議会に係る部分に限る。）

及び第13条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分を除く。））公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成15年規則第46号で平成15年6月16日から施行）

(2) 第11条及び第14条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分に限る。））平成15年10月1日

附 則（平成18年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 前橋市男女共同参画審議会運営規則

平成15年5月7日

規則第47号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例(平成15年前橋市条例第1号)第13条第6項の規定に基づき、前橋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 各種団体が推薦する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 議事の内容

(5) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年6月16日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5. 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則

平成15年9月25日

規則第58号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成19年3月29日規則第9号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例(平成15年前橋市条例第1号)第14条第4項の規定に基づき、前橋市男女共同参画推進施策調査委員(以下「調査委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員)

第2条 調査委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 調査委員は3人以内とする。

3 男女のいずれか一方の調査委員の数は、2人を超えることができない。

4 調査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査の依頼等)

第3条 市長は、男女共同参画推進施策に関し市民又は事業者から要望、苦情その他意見(以下「意見等」という。)の申出があった場合において、必要があると認めるときは、申出のあった年月日並びに申出の趣旨及び理由を明らかにして、調査委員に調査を依頼するものとする。

(調査委員の職務等)

第4条 前条の規定による依頼を受けた調査委員は、関係部課に対して、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

2 調査委員が市長に対する報告、助言又は改善のための意見の決定を行うときは、合議によるものとする。

(会議の公開)

第5条 調査委員の合議による会議は、原則として

公開するものとする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員の合議により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例(平成9年前橋市条例第45号)第6条に規定する非公開情報に関する事項

(2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(平19規則9・一部改正)

(守秘義務)

第6条 調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(措置状況等の報告)

第7条 市長は、市民又は事業者からの意見等の申出状況及び調査委員の決定等に基づき講じた措置について、調査委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調査委員の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第9号) 抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

6. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八
条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女

共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女

共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人

相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二

十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申

出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先そ

の他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」とい

う。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を

はいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされる

ことを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があること

につき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、

同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求するこ

とができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教

育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他适当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手

まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改

正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章 総則（第一条・第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条・第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条・第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条・第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると

ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定め

られているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の

策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し 必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の

規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく

取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- #### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理

解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を

公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布

の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公 布 の 日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわり

なく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たっ

て障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公

職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

10. 男女共同参画のあゆみ

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1988(昭和 63 年)	福祉部児童家庭課に婦人問題担当窓口を設置		労働基準法の一部改正施行（労働時間の短縮等）
1989（平成元年）		「群馬県における婦人対策について—西暦 2000 年に向けて男女共同参画型社会を—」報告書提出	1994 年を国際家族年とすることを採択 第 44 回国連総会「児童の権利条約」採択 学習指導要領改訂（技術・家庭の男女共修）
1990（平成 2 年）			ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回の見直しと評価に伴う勧告及び結論 採択
1991（平成 3 年）		「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置づけて策定 女性に関する意識調査 実施	西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定（目標、男女共同参画社会の形成） OECD（海外経済協力基金）開発と女性配慮のための指針 策定
1992（平成 4 年）			育児休業法 施行 介護休業制度等に関するガイドライン 策定 婦人問題担当大臣 任命 環境と開発に関する国連会議で「アジェンダ 21」採択
1993（平成 5 年）		新ぐんま女性プラン 策定 群馬県女性行政推進連絡会議 設置	中学校技術・家庭科男女共修開始 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム労働法） 施行 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994（平成 6 年）		県民生活課に女性政策室を設置 群馬県女性人材データバンク 構築	高校家庭科男女共修 実施 総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会（政令）」設置 国際人口開発会議（カイロ）開催 ILO「パートタイム労働に関する条約」採択 列国会議同盟（IPU）「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU 行動計画」採択
1995（平成 7 年）			育児休業法改正（介護休業制度の法制化） ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）批准 第 4 回世界女性会議（北京）で「行動綱領」、「北京宣言」採択
1996（平成 8 年）	女性に関する市民意識調査実施	男女共同参画社会をきずくための意識調査実施	男女共同参画 2000 年プラン 策定 ILO「家内労働条約」採択
1997（平成 9 年）	企画調整課に女性政策推進室 設置 前橋市女性施策庁内推進会議 設置 前橋市女性施策推進協議会 設置		男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法 一部改正 男女共同参画審議会設置（法律）
1998(平成 10 年)	前橋市女性行動計画 まえばしWindプラン21 策定	’98 福島・群馬・新潟 3 県女性サミットを新潟県で開催	特定非営利活動促進法（NPO 法）公布

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1999(平成 11 年)	前橋市男女共同参画情報誌「新樹」創刊号発行	・ 99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミットを群馬県で開催 男女共同参画社会に関する県民意識調査 実施	男女共同参画社会基本法 公布・施行 改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、育児・介護休業法 全面施行 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」 答申
2000(平成 12 年)		群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000 を福島県で開催 中華婦人連との交流 20 周年記念事業実施	介護保険制度実施 男女共同参画基本計画策定 特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）で「政治宣言」及び「成果文書」採択 ストーカー行為等の規制等に関する法律 公布・施行
2001(平成 13 年)	企画調整課女性政策推進室を男女共同参画室に改称	ぐんま男女共同参画プラン策定 ぐんま男女共同参画プラン委員会設置 女性政策室を男女共同参画室に改称 群馬県男女共同参画推進協議会設置 群馬県各種婦人団体連絡協議会を群馬県女性団体連絡協議会に改称 「女性に対する暴力実態調査」実施	内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 第 1 回男女共同参画週間（6/23～6/29） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）公布・施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針」策定
2002(平成 14 年)		人権男女共同参画課設置	育児・介護休業法改正施行（仕事と家庭の両立支援策の充実）
2003(平成 15 年)	まえばし男女共同参画推進条例制定	群馬県婦人会館を群馬県女性会館に名称変更 群馬県女性会館内に女性相談支援室 設置 女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管	次世代育成支援対策推進法公布施行
2004(平成 16 年)	前橋市男女共同参画基本計画まえばし Wind プラン 2004 策定 機構改革により生活課男女共同参画室となる 男女共同参画相談室 開始	群馬県男女共同参画推進条例制定 群馬県男女共同参画推進委員会 設置 女性相談支援室と女性相談所の両部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に設置	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（保護命令の拡充等） 育児・介護休業法改正（育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設等（平成 17 年施行））
2005(平成 17 年)		中華婦人連との交流 25 周年	男女共同参画基本計画（第 2 次）策定 育児・介護休業法 改正 第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京十 10」世界閣僚級会合）
2006(平成 18 年)		群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）策定 ぐんまDV対策基本計画策定	男女雇用機会均等法改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2007(平成 19 年)	男女共同参画に関する市民意識調査実施		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 改正（市町村による基本計画策定努力義務等） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針 策定
2008(平成 20 年)			内閣府に仕事と生活の調和推進室設置 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針策定
2009(平成 21 年)	前橋市男女共同参画基本計画（第三次）まえばしWindプラン2009 策定	ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）設置 女性相談センターがぐんま男女共同参画センターに移転 ぐんまDV対策基本計画（改定版）策定 群馬女性会館 閉館 男女共同参画社会に関する県民意識調査 実施	国連女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査 次世代育成支援対策推進法 改正 育児・介護休業法 改正（短時間勤務制度の義務化、子の看護休暇の拡充等）
2010(平成 22 年)			第3次男女共同参画基本計画 策定 第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針改定 改正育児・介護休業法 施行（父親の育児休業の取得を促す内容）
2011(平成 23 年)		群馬県男女共同参画基本計画（第3次）策定 男女間の暴力に関する実態調査 実施	国連の既存のジェンダー関連 4 機関を統合し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足
2012(平成 24 年)	男女共同参画に関する市民意識調査実施	女性相談センター移転 とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）開始	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 一部改正 子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法公布
2013(平成 25 年)			DV 防止法改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更（平成 26 年施行） ストーカー行為等の規制等に関する法律 改正
2014(平成 26 年)	前橋市男女共同参画基本計画（第四次）まえばしWindプラン2014 策定（前橋市DV防止基本計画を包含） 機構改革により「市民部生活課男女共同参画センター」となる 前橋市男女共同参画センター設置	「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定 男女共同参画社会に関する県民意識調査 実施	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 施行（交際相手に対象を拡大） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 施行 国連で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2015(平成 27 年)		ぐんま女性活躍大応援団設置	男女共同参画基本計画（第4次）策定 女性の職業生活における活躍推進に関する法律 公（女性活躍推進法）公布・一部施行（完全施行 平成 28 年 4 月） 国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェ ンダ」採択（SDGs の設定） 女性活躍加速のための重点方針決定
2016(平成 28 年)		群馬県男女共同参画基本計画 （第 4 次）策定	女性の活躍推進のための開発戦略 策定 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正 （平成 29 年施行）
2017(平成 29 年)	前橋市配偶者暴力相談 支援センター設置		育児・介護休業法 改正・施行（男性の育児目的 休暇の新設等） 働き方改革実行計画策定
2018(平成 30 年)	前橋市男女共同参画基本 計画（第四次）後期計画 まえばし Wind プラン 2014 策定 （前橋市DV防止基本計 画を包含）		政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律公布施行 働き方改革を推進するための関係法律の整備に 関する法律 公布・一部施行（平成 31 年・令和 2 年施行）
2019（令和元年）		男女共同参画社会に関する県 民意識調査実施	女性活躍推進法の一部改正（平成 31 年・令和 2 年施行） 育児・介護休業法 改正（令和 3 年施行） 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉 法等の一部を改正する法律公布（DV 防止法改正 を含む）
2020（令和 2 年）	男女共同参画に関する 市民意識調査実施	第 5 次群馬県男女共同参画 基本計画策定	第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が 輝く令和の社会へ～ 策定 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参 画の視点からの防災・復興ガイドライン～ 策定 性犯罪・性暴力対策の強化の方針 決定 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）施行 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法改正によ りセクハラ・マタハラ等の防止対策の強化
2021（令和 3 年）	まえばし Wind プラン・ 第 5 次前橋市男女共同参 画基本計画（素案）に関 するパブリックコメント 実施		政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律の一部を改正する法律 公布・施行 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正（電話、FAX、電子メール、SNSメ ッセージ、GPS 等が対象に加わる）
2022（令和 4 年）	まえばし Wind プラン・ 第 5 次前橋市男女共同 参画基本計画策定（3 月）		

まえばしW i n dプラン

第5次前橋市男女共同参画基本計画

令和4（2022）年3月

発行・編集	前橋市 市民部 生活課 男女共同参画センター
住 所	前橋市大手町二丁目12-1
電 話	027-898-6517
F A X	027-221-6200



○ 前橋市